

令和4年分

所得税の税額表

公的年金等に係る雑所得の速算表

給与所得の速算表

簡易給与所得表

諸控除額等一覧表

令和4年11月

国税庁個人課税課

※ この所得税の税額表等は、令和4年11月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

令和4年分 所得 税 の 税 額 表

- この表は、所得金額に対する税額を求めるためのものです。
- 「課税される所得金額」に対する税額は〔表1〕により求めます。ただし、「課税される山林所得金額」に対する税額は〔表2〕により求めます。

〔表1〕「課税される所得金額」に対する所得税の税額表〔求める税額＝①×②－③〕

① 課 税 さ れ る 所 得 金 額	② 所得税の税率	③ 控 除 額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

(注) 変動所得や臨時所得に対する平均課税の適用を受ける場合の調整所得に対する税額もこの表で求めます。

《計算例》

「課税される所得金額」が650万円の場合の税額
 $6,500,000円 \times 0.2 - 427,500円 = \underline{872,500円}$

〔表2〕「課税される山林所得金額」に対する所得税の税額表〔求める税額＝④×⑤－⑥〕

④ 課 税 さ れ る 山 林 所 得 金 額	⑤ 所得税の税率	⑥ 控 除 額
1,000円から 9,749,000円まで	5%	0円
9,750,000円から 16,499,000円まで	10%	487,500円
16,500,000円から 34,749,000円まで	20%	2,137,500円
34,750,000円から 44,999,000円まで	23%	3,180,000円
45,000,000円から 89,999,000円まで	33%	7,680,000円
90,000,000円から 199,999,000円まで	40%	13,980,000円
200,000,000円以上	45%	23,980,000円

《計算例》

「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合の税額
 $40,000,000円 \times 0.23 - 3,180,000円 = \underline{6,020,000円}$

〔復興特別所得税〕

- 「復興特別所得税額」は、次により求めます。

基準所得税額×2.1%

《計算例》

「基準所得税額」が30万円の場合の復興特別所得税額
 $300,000円 \times 0.021 = \underline{6,300円}$

令和4年分 公的年金等に係る雑所得の速算表

〔求める所得金額＝ $\text{A} \times \text{B} - \text{C}$ 〕

年 区 分	① 公的年金等の 収入金額の合計額	② 割合	③ 控除額		
			公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
			10,000,000円まで	20,000,000円まで	20,000,001円以上
昭 和 三 十 三 年 一 月 二 日 以 後 に 生 ま れ た 人	(公的年金等の収入金額の合計額が400,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)				
	1,299,999円まで	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
昭 和 三 十 三 年 一 月 一 日 以 前 に 生 ま れ た 人	(公的年金等の収入金額の合計額が900,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)				
	3,299,999円まで	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

(注) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額は、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である配偶者等を有する等の場合の所得金額調整控除は適用して計算するが、給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある場合の所得金額調整控除の適用はないこととして計算する。

≪計算例≫

昭和33年1月2日以後に生まれた人（年齢65歳未満の人）で「公的年金等の収入金額の合計額」が300万円であり、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下である場合の公的年金等に係る雑所得の金額

$$3,000,000 \text{円} \times 0.75 - 275,000 \text{円} = \underline{1,975,000 \text{円}}$$

令和4年分 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
550,999 円まで		0 円
円 551,000	円 1,618,999	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額
1,619,000	1,619,999	1,069,000 円
1,620,000	1,621,999	1,070,000 円
1,622,000	1,623,999	1,072,000 円
1,624,000	1,627,999	1,074,000 円
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で求めた金額 「 $A \times 2.4 + 100,000$ 円」
1,800,000	3,599,999	で割って千円未満の端数を切り捨てて求めた金額 「 $A \times 2.8 - 80,000$ 円」
3,600,000	6,599,999	てください。 (算出金額：A) で求めた金額 「 $A \times 3.2 - 440,000$ 円」
6,600,000	8,499,999	「収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円」 で求めた金額
8,500,000円以上		「収入金額 $- 1,950,000$ 円」 で求めた金額

(注) 「給与等の収入金額の合計額」が660万円未満の場合には、上の速算表以外に給与所得の金額が簡単に求められる「簡易給与所得表」があります(4ページ)。

《計算例》

「給与等の収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得の金額

- ① $5,812,500 \text{ 円} \div 4 = 1,453,125 \text{ 円}$
- ② 1,453,125 円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000 円……………A
- ③ $1,453,000 \text{ 円} \times 3.2 - 440,000 \text{ 円} = \underline{4,209,600 \text{ 円}}$

- **所得金額調整控除**の適用がある場合、上の速算表及び次ページの「簡易給与所得表」で求めた給与所得の金額から、所得金額調整控除額を差し引いた金額が課税される所得金額となります。

「所得金額調整控除額」は次により求めます。

- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合
計算式： $(\text{給与等の収入金額 (最高1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 0.1$ 【最高15万円】
- ② 給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
計算式： $(\text{給与所得控除後の給与等の金額 (最高10万円)} + \text{公的年金等の雑所得の金額 (最高10万円)}) - 10\text{万円}$ 【最高10万円】

所得金額調整控除額 : ①+② 【最高25万円】

簡 易 給 与 所 得 表

- この表は、給与等の収入金額の合計額に対する給与所得の金額を求めるためのものです。
- 「給与等の収入金額の合計額」が660万円未満の人は、その金額をこの表の「給与等の収入金額の合計額」欄に当てはめ、その当てはまる行の右側の「給与所得の金額」欄に記載されている金額が求める給与所得の金額です。
- 「給与等の収入金額の合計額」が660万円以上の人は、この簡易給与所得表の末尾(11ページ)にある計算表によって計算してください。

(2,111,999円まで)

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
か	ら		か	ら		か	ら	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
550,999	円まで	0	1,752,000	1,755,999	1,151,200	1,932,000	1,935,999	1,272,400
			1,756,000	1,759,999	1,153,600	1,936,000	1,939,999	1,275,200
			1,760,000	1,763,999	1,156,000	1,940,000	1,943,999	1,278,000
			1,764,000	1,767,999	1,158,400	1,944,000	1,947,999	1,280,800
			1,768,000	1,771,999	1,160,800	1,948,000	1,951,999	1,283,600
551,000	1,618,999	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,772,000	1,775,999	1,163,200	1,952,000	1,955,999	1,286,400
			1,776,000	1,779,999	1,165,600	1,956,000	1,959,999	1,289,200
			1,780,000	1,783,999	1,168,000	1,960,000	1,963,999	1,292,000
			1,784,000	1,787,999	1,170,400	1,964,000	1,967,999	1,294,800
			1,788,000	1,791,999	1,172,800	1,968,000	1,971,999	1,297,600
1,619,000	1,619,999	1,069,000	1,792,000	1,795,999	1,175,200	1,972,000	1,975,999	1,300,400
1,620,000	1,621,999	1,070,000	1,796,000	1,799,999	1,177,600	1,976,000	1,979,999	1,303,200
1,622,000	1,623,999	1,072,000	1,800,000	1,803,999	1,180,000	1,980,000	1,983,999	1,306,000
1,624,000	1,627,999	1,074,000	1,804,000	1,807,999	1,182,800	1,984,000	1,987,999	1,308,800
1,628,000	1,631,999	1,076,800	1,808,000	1,811,999	1,185,600	1,988,000	1,991,999	1,311,600
1,632,000	1,635,999	1,079,200	1,812,000	1,815,999	1,188,400	1,992,000	1,995,999	1,314,400
1,636,000	1,639,999	1,081,600	1,816,000	1,819,999	1,191,200	1,996,000	1,999,999	1,317,200
1,640,000	1,643,999	1,084,000	1,820,000	1,823,999	1,194,000	2,000,000	2,003,999	1,320,000
1,644,000	1,647,999	1,086,400	1,824,000	1,827,999	1,196,800	2,004,000	2,007,999	1,322,800
1,648,000	1,651,999	1,088,800	1,828,000	1,831,999	1,199,600	2,008,000	2,011,999	1,325,600
1,652,000	1,655,999	1,091,200	1,832,000	1,835,999	1,202,400	2,012,000	2,015,999	1,328,400
1,656,000	1,659,999	1,093,600	1,836,000	1,839,999	1,205,200	2,016,000	2,019,999	1,331,200
1,660,000	1,663,999	1,096,000	1,840,000	1,843,999	1,208,000	2,020,000	2,023,999	1,334,000
1,664,000	1,667,999	1,098,400	1,844,000	1,847,999	1,210,800	2,024,000	2,027,999	1,336,800
1,668,000	1,671,999	1,100,800	1,848,000	1,851,999	1,213,600	2,028,000	2,031,999	1,339,600
1,672,000	1,675,999	1,103,200	1,852,000	1,855,999	1,216,400	2,032,000	2,035,999	1,342,400
1,676,000	1,679,999	1,105,600	1,856,000	1,859,999	1,219,200	2,036,000	2,039,999	1,345,200
1,680,000	1,683,999	1,108,000	1,860,000	1,863,999	1,222,000	2,040,000	2,043,999	1,348,000
1,684,000	1,687,999	1,110,400	1,864,000	1,867,999	1,224,800	2,044,000	2,047,999	1,350,800
1,688,000	1,691,999	1,112,800	1,868,000	1,871,999	1,227,600	2,048,000	2,051,999	1,353,600
1,692,000	1,695,999	1,115,200	1,872,000	1,875,999	1,230,400	2,052,000	2,055,999	1,356,400
1,696,000	1,699,999	1,117,600	1,876,000	1,879,999	1,233,200	2,056,000	2,059,999	1,359,200
1,700,000	1,703,999	1,120,000	1,880,000	1,883,999	1,236,000	2,060,000	2,063,999	1,362,000
1,704,000	1,707,999	1,122,400	1,884,000	1,887,999	1,238,800	2,064,000	2,067,999	1,364,800
1,708,000	1,711,999	1,124,800	1,888,000	1,891,999	1,241,600	2,068,000	2,071,999	1,367,600
1,712,000	1,715,999	1,127,200	1,892,000	1,895,999	1,244,400	2,072,000	2,075,999	1,370,400
1,716,000	1,719,999	1,129,600	1,896,000	1,899,999	1,247,200	2,076,000	2,079,999	1,373,200
1,720,000	1,723,999	1,132,000	1,900,000	1,903,999	1,250,000	2,080,000	2,083,999	1,376,000
1,724,000	1,727,999	1,134,400	1,904,000	1,907,999	1,252,800	2,084,000	2,087,999	1,378,800
1,728,000	1,731,999	1,136,800	1,908,000	1,911,999	1,255,600	2,088,000	2,091,999	1,381,600
1,732,000	1,735,999	1,139,200	1,912,000	1,915,999	1,258,400	2,092,000	2,095,999	1,384,400
1,736,000	1,739,999	1,141,600	1,916,000	1,919,999	1,261,200	2,096,000	2,099,999	1,387,200
1,740,000	1,743,999	1,144,000	1,920,000	1,923,999	1,264,000	2,100,000	2,103,999	1,390,000
1,744,000	1,747,999	1,146,400	1,924,000	1,927,999	1,266,800	2,104,000	2,107,999	1,392,800
1,748,000	1,751,999	1,148,800	1,928,000	1,931,999	1,269,600	2,108,000	2,111,999	1,395,600

(2,112,000円から2,771,999円まで)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
か ら	ま で		か ら	ま で		か ら	ま で	
2,112,000	2,115,999	1,398,400	2,332,000	2,335,999	1,552,400	2,552,000	2,555,999	1,706,400
2,116,000	2,119,999	1,401,200	2,336,000	2,339,999	1,555,200	2,556,000	2,559,999	1,709,200
2,120,000	2,123,999	1,404,000	2,340,000	2,343,999	1,558,000	2,560,000	2,563,999	1,712,000
2,124,000	2,127,999	1,406,800	2,344,000	2,347,999	1,560,800	2,564,000	2,567,999	1,714,800
2,128,000	2,131,999	1,409,600	2,348,000	2,351,999	1,563,600	2,568,000	2,571,999	1,717,600
2,132,000	2,135,999	1,412,400	2,352,000	2,355,999	1,566,400	2,572,000	2,575,999	1,720,400
2,136,000	2,139,999	1,415,200	2,356,000	2,359,999	1,569,200	2,576,000	2,579,999	1,723,200
2,140,000	2,143,999	1,418,000	2,360,000	2,363,999	1,572,000	2,580,000	2,583,999	1,726,000
2,144,000	2,147,999	1,420,800	2,364,000	2,367,999	1,574,800	2,584,000	2,587,999	1,728,800
2,148,000	2,151,999	1,423,600	2,368,000	2,371,999	1,577,600	2,588,000	2,591,999	1,731,600
2,152,000	2,155,999	1,426,400	2,372,000	2,375,999	1,580,400	2,592,000	2,595,999	1,734,400
2,156,000	2,159,999	1,429,200	2,376,000	2,379,999	1,583,200	2,596,000	2,599,999	1,737,200
2,160,000	2,163,999	1,432,000	2,380,000	2,383,999	1,586,000	2,600,000	2,603,999	1,740,000
2,164,000	2,167,999	1,434,800	2,384,000	2,387,999	1,588,800	2,604,000	2,607,999	1,742,800
2,168,000	2,171,999	1,437,600	2,388,000	2,391,999	1,591,600	2,608,000	2,611,999	1,745,600
2,172,000	2,175,999	1,440,400	2,392,000	2,395,999	1,594,400	2,612,000	2,615,999	1,748,400
2,176,000	2,179,999	1,443,200	2,396,000	2,399,999	1,597,200	2,616,000	2,619,999	1,751,200
2,180,000	2,183,999	1,446,000	2,400,000	2,403,999	1,600,000	2,620,000	2,623,999	1,754,000
2,184,000	2,187,999	1,448,800	2,404,000	2,407,999	1,602,800	2,624,000	2,627,999	1,756,800
2,188,000	2,191,999	1,451,600	2,408,000	2,411,999	1,605,600	2,628,000	2,631,999	1,759,600
2,192,000	2,195,999	1,454,400	2,412,000	2,415,999	1,608,400	2,632,000	2,635,999	1,762,400
2,196,000	2,199,999	1,457,200	2,416,000	2,419,999	1,611,200	2,636,000	2,639,999	1,765,200
2,200,000	2,203,999	1,460,000	2,420,000	2,423,999	1,614,000	2,640,000	2,643,999	1,768,000
2,204,000	2,207,999	1,462,800	2,424,000	2,427,999	1,616,800	2,644,000	2,647,999	1,770,800
2,208,000	2,211,999	1,465,600	2,428,000	2,431,999	1,619,600	2,648,000	2,651,999	1,773,600
2,212,000	2,215,999	1,468,400	2,432,000	2,435,999	1,622,400	2,652,000	2,655,999	1,776,400
2,216,000	2,219,999	1,471,200	2,436,000	2,439,999	1,625,200	2,656,000	2,659,999	1,779,200
2,220,000	2,223,999	1,474,000	2,440,000	2,443,999	1,628,000	2,660,000	2,663,999	1,782,000
2,224,000	2,227,999	1,476,800	2,444,000	2,447,999	1,630,800	2,664,000	2,667,999	1,784,800
2,228,000	2,231,999	1,479,600	2,448,000	2,451,999	1,633,600	2,668,000	2,671,999	1,787,600
2,232,000	2,235,999	1,482,400	2,452,000	2,455,999	1,636,400	2,672,000	2,675,999	1,790,400
2,236,000	2,239,999	1,485,200	2,456,000	2,459,999	1,639,200	2,676,000	2,679,999	1,793,200
2,240,000	2,243,999	1,488,000	2,460,000	2,463,999	1,642,000	2,680,000	2,683,999	1,796,000
2,244,000	2,247,999	1,490,800	2,464,000	2,467,999	1,644,800	2,684,000	2,687,999	1,798,800
2,248,000	2,251,999	1,493,600	2,468,000	2,471,999	1,647,600	2,688,000	2,691,999	1,801,600
2,252,000	2,255,999	1,496,400	2,472,000	2,475,999	1,650,400	2,692,000	2,695,999	1,804,400
2,256,000	2,259,999	1,499,200	2,476,000	2,479,999	1,653,200	2,696,000	2,699,999	1,807,200
2,260,000	2,263,999	1,502,000	2,480,000	2,483,999	1,656,000	2,700,000	2,703,999	1,810,000
2,264,000	2,267,999	1,504,800	2,484,000	2,487,999	1,658,800	2,704,000	2,707,999	1,812,800
2,268,000	2,271,999	1,507,600	2,488,000	2,491,999	1,661,600	2,708,000	2,711,999	1,815,600
2,272,000	2,275,999	1,510,400	2,492,000	2,495,999	1,664,400	2,712,000	2,715,999	1,818,400
2,276,000	2,279,999	1,513,200	2,496,000	2,499,999	1,667,200	2,716,000	2,719,999	1,821,200
2,280,000	2,283,999	1,516,000	2,500,000	2,503,999	1,670,000	2,720,000	2,723,999	1,824,000
2,284,000	2,287,999	1,518,800	2,504,000	2,507,999	1,672,800	2,724,000	2,727,999	1,826,800
2,288,000	2,291,999	1,521,600	2,508,000	2,511,999	1,675,600	2,728,000	2,731,999	1,829,600
2,292,000	2,295,999	1,524,400	2,512,000	2,515,999	1,678,400	2,732,000	2,735,999	1,832,400
2,296,000	2,299,999	1,527,200	2,516,000	2,519,999	1,681,200	2,736,000	2,739,999	1,835,200
2,300,000	2,303,999	1,530,000	2,520,000	2,523,999	1,684,000	2,740,000	2,743,999	1,838,000
2,304,000	2,307,999	1,532,800	2,524,000	2,527,999	1,686,800	2,744,000	2,747,999	1,840,800
2,308,000	2,311,999	1,535,600	2,528,000	2,531,999	1,689,600	2,748,000	2,751,999	1,843,600
2,312,000	2,315,999	1,538,400	2,532,000	2,535,999	1,692,400	2,752,000	2,755,999	1,846,400
2,316,000	2,319,999	1,541,200	2,536,000	2,539,999	1,695,200	2,756,000	2,759,999	1,849,200
2,320,000	2,323,999	1,544,000	2,540,000	2,543,999	1,698,000	2,760,000	2,763,999	1,852,000
2,324,000	2,327,999	1,546,800	2,544,000	2,547,999	1,700,800	2,764,000	2,767,999	1,854,800
2,328,000	2,331,999	1,549,600	2,548,000	2,551,999	1,703,600	2,768,000	2,771,999	1,857,600

(2,772,000円から3,431,999円まで)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
か ら	ま で		か ら	ま で		か ら	ま で	
2,772,000	2,775,999	1,860,400	2,992,000	2,995,999	2,014,400	3,212,000	3,215,999	2,168,400
2,776,000	2,779,999	1,863,200	2,996,000	2,999,999	2,017,200	3,216,000	3,219,999	2,171,200
2,780,000	2,783,999	1,866,000	3,000,000	3,003,999	2,020,000	3,220,000	3,223,999	2,174,000
2,784,000	2,787,999	1,868,800	3,004,000	3,007,999	2,022,800	3,224,000	3,227,999	2,176,800
2,788,000	2,791,999	1,871,600	3,008,000	3,011,999	2,025,600	3,228,000	3,231,999	2,179,600
2,792,000	2,795,999	1,874,400	3,012,000	3,015,999	2,028,400	3,232,000	3,235,999	2,182,400
2,796,000	2,799,999	1,877,200	3,016,000	3,019,999	2,031,200	3,236,000	3,239,999	2,185,200
2,800,000	2,803,999	1,880,000	3,020,000	3,023,999	2,034,000	3,240,000	3,243,999	2,188,000
2,804,000	2,807,999	1,882,800	3,024,000	3,027,999	2,036,800	3,244,000	3,247,999	2,190,800
2,808,000	2,811,999	1,885,600	3,028,000	3,031,999	2,039,600	3,248,000	3,251,999	2,193,600
2,812,000	2,815,999	1,888,400	3,032,000	3,035,999	2,042,400	3,252,000	3,255,999	2,196,400
2,816,000	2,819,999	1,891,200	3,036,000	3,039,999	2,045,200	3,256,000	3,259,999	2,199,200
2,820,000	2,823,999	1,894,000	3,040,000	3,043,999	2,048,000	3,260,000	3,263,999	2,202,000
2,824,000	2,827,999	1,896,800	3,044,000	3,047,999	2,050,800	3,264,000	3,267,999	2,204,800
2,828,000	2,831,999	1,899,600	3,048,000	3,051,999	2,053,600	3,268,000	3,271,999	2,207,600
2,832,000	2,835,999	1,902,400	3,052,000	3,055,999	2,056,400	3,272,000	3,275,999	2,210,400
2,836,000	2,839,999	1,905,200	3,056,000	3,059,999	2,059,200	3,276,000	3,279,999	2,213,200
2,840,000	2,843,999	1,908,000	3,060,000	3,063,999	2,062,000	3,280,000	3,283,999	2,216,000
2,844,000	2,847,999	1,910,800	3,064,000	3,067,999	2,064,800	3,284,000	3,287,999	2,218,800
2,848,000	2,851,999	1,913,600	3,068,000	3,071,999	2,067,600	3,288,000	3,291,999	2,221,600
2,852,000	2,855,999	1,916,400	3,072,000	3,075,999	2,070,400	3,292,000	3,295,999	2,224,400
2,856,000	2,859,999	1,919,200	3,076,000	3,079,999	2,073,200	3,296,000	3,299,999	2,227,200
2,860,000	2,863,999	1,922,000	3,080,000	3,083,999	2,076,000	3,300,000	3,303,999	2,230,000
2,864,000	2,867,999	1,924,800	3,084,000	3,087,999	2,078,800	3,304,000	3,307,999	2,232,800
2,868,000	2,871,999	1,927,600	3,088,000	3,091,999	2,081,600	3,308,000	3,311,999	2,235,600
2,872,000	2,875,999	1,930,400	3,092,000	3,095,999	2,084,400	3,312,000	3,315,999	2,238,400
2,876,000	2,879,999	1,933,200	3,096,000	3,099,999	2,087,200	3,316,000	3,319,999	2,241,200
2,880,000	2,883,999	1,936,000	3,100,000	3,103,999	2,090,000	3,320,000	3,323,999	2,244,000
2,884,000	2,887,999	1,938,800	3,104,000	3,107,999	2,092,800	3,324,000	3,327,999	2,246,800
2,888,000	2,891,999	1,941,600	3,108,000	3,111,999	2,095,600	3,328,000	3,331,999	2,249,600
2,892,000	2,895,999	1,944,400	3,112,000	3,115,999	2,098,400	3,332,000	3,335,999	2,252,400
2,896,000	2,899,999	1,947,200	3,116,000	3,119,999	2,101,200	3,336,000	3,339,999	2,255,200
2,900,000	2,903,999	1,950,000	3,120,000	3,123,999	2,104,000	3,340,000	3,343,999	2,258,000
2,904,000	2,907,999	1,952,800	3,124,000	3,127,999	2,106,800	3,344,000	3,347,999	2,260,800
2,908,000	2,911,999	1,955,600	3,128,000	3,131,999	2,109,600	3,348,000	3,351,999	2,263,600
2,912,000	2,915,999	1,958,400	3,132,000	3,135,999	2,112,400	3,352,000	3,355,999	2,266,400
2,916,000	2,919,999	1,961,200	3,136,000	3,139,999	2,115,200	3,356,000	3,359,999	2,269,200
2,920,000	2,923,999	1,964,000	3,140,000	3,143,999	2,118,000	3,360,000	3,363,999	2,272,000
2,924,000	2,927,999	1,966,800	3,144,000	3,147,999	2,120,800	3,364,000	3,367,999	2,274,800
2,928,000	2,931,999	1,969,600	3,148,000	3,151,999	2,123,600	3,368,000	3,371,999	2,277,600
2,932,000	2,935,999	1,972,400	3,152,000	3,155,999	2,126,400	3,372,000	3,375,999	2,280,400
2,936,000	2,939,999	1,975,200	3,156,000	3,159,999	2,129,200	3,376,000	3,379,999	2,283,200
2,940,000	2,943,999	1,978,000	3,160,000	3,163,999	2,132,000	3,380,000	3,383,999	2,286,000
2,944,000	2,947,999	1,980,800	3,164,000	3,167,999	2,134,800	3,384,000	3,387,999	2,288,800
2,948,000	2,951,999	1,983,600	3,168,000	3,171,999	2,137,600	3,388,000	3,391,999	2,291,600
2,952,000	2,955,999	1,986,400	3,172,000	3,175,999	2,140,400	3,392,000	3,395,999	2,294,400
2,956,000	2,959,999	1,989,200	3,176,000	3,179,999	2,143,200	3,396,000	3,399,999	2,297,200
2,960,000	2,963,999	1,992,000	3,180,000	3,183,999	2,146,000	3,400,000	3,403,999	2,300,000
2,964,000	2,967,999	1,994,800	3,184,000	3,187,999	2,148,800	3,404,000	3,407,999	2,302,800
2,968,000	2,971,999	1,997,600	3,188,000	3,191,999	2,151,600	3,408,000	3,411,999	2,305,600
2,972,000	2,975,999	2,000,400	3,192,000	3,195,999	2,154,400	3,412,000	3,415,999	2,308,400
2,976,000	2,979,999	2,003,200	3,196,000	3,199,999	2,157,200	3,416,000	3,419,999	2,311,200
2,980,000	2,983,999	2,006,000	3,200,000	3,203,999	2,160,000	3,420,000	3,423,999	2,314,000
2,984,000	2,987,999	2,008,800	3,204,000	3,207,999	2,162,800	3,424,000	3,427,999	2,316,800
2,988,000	2,991,999	2,011,600	3,208,000	3,211,999	2,165,600	3,428,000	3,431,999	2,319,600

(3,432,000円から4,091,999円まで)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
か ら	ま で		か ら	ま で		か ら	ま で	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,432,000	3,435,999	2,322,400	3,652,000	3,655,999	2,481,600	3,872,000	3,875,999	2,657,600
3,436,000	3,439,999	2,325,200	3,656,000	3,659,999	2,484,800	3,876,000	3,879,999	2,660,800
3,440,000	3,443,999	2,328,000	3,660,000	3,663,999	2,488,000	3,880,000	3,883,999	2,664,000
3,444,000	3,447,999	2,330,800	3,664,000	3,667,999	2,491,200	3,884,000	3,887,999	2,667,200
3,448,000	3,451,999	2,333,600	3,668,000	3,671,999	2,494,400	3,888,000	3,891,999	2,670,400
3,452,000	3,455,999	2,336,400	3,672,000	3,675,999	2,497,600	3,892,000	3,895,999	2,673,600
3,456,000	3,459,999	2,339,200	3,676,000	3,679,999	2,500,800	3,896,000	3,899,999	2,676,800
3,460,000	3,463,999	2,342,000	3,680,000	3,683,999	2,504,000	3,900,000	3,903,999	2,680,000
3,464,000	3,467,999	2,344,800	3,684,000	3,687,999	2,507,200	3,904,000	3,907,999	2,683,200
3,468,000	3,471,999	2,347,600	3,688,000	3,691,999	2,510,400	3,908,000	3,911,999	2,686,400
3,472,000	3,475,999	2,350,400	3,692,000	3,695,999	2,513,600	3,912,000	3,915,999	2,689,600
3,476,000	3,479,999	2,353,200	3,696,000	3,699,999	2,516,800	3,916,000	3,919,999	2,692,800
3,480,000	3,483,999	2,356,000	3,700,000	3,703,999	2,520,000	3,920,000	3,923,999	2,696,000
3,484,000	3,487,999	2,358,800	3,704,000	3,707,999	2,523,200	3,924,000	3,927,999	2,699,200
3,488,000	3,491,999	2,361,600	3,708,000	3,711,999	2,526,400	3,928,000	3,931,999	2,702,400
3,492,000	3,495,999	2,364,400	3,712,000	3,715,999	2,529,600	3,932,000	3,935,999	2,705,600
3,496,000	3,499,999	2,367,200	3,716,000	3,719,999	2,532,800	3,936,000	3,939,999	2,708,800
3,500,000	3,503,999	2,370,000	3,720,000	3,723,999	2,536,000	3,940,000	3,943,999	2,712,000
3,504,000	3,507,999	2,372,800	3,724,000	3,727,999	2,539,200	3,944,000	3,947,999	2,715,200
3,508,000	3,511,999	2,375,600	3,728,000	3,731,999	2,542,400	3,948,000	3,951,999	2,718,400
3,512,000	3,515,999	2,378,400	3,732,000	3,735,999	2,545,600	3,952,000	3,955,999	2,721,600
3,516,000	3,519,999	2,381,200	3,736,000	3,739,999	2,548,800	3,956,000	3,959,999	2,724,800
3,520,000	3,523,999	2,384,000	3,740,000	3,743,999	2,552,000	3,960,000	3,963,999	2,728,000
3,524,000	3,527,999	2,386,800	3,744,000	3,747,999	2,555,200	3,964,000	3,967,999	2,731,200
3,528,000	3,531,999	2,389,600	3,748,000	3,751,999	2,558,400	3,968,000	3,971,999	2,734,400
3,532,000	3,535,999	2,392,400	3,752,000	3,755,999	2,561,600	3,972,000	3,975,999	2,737,600
3,536,000	3,539,999	2,395,200	3,756,000	3,759,999	2,564,800	3,976,000	3,979,999	2,740,800
3,540,000	3,543,999	2,398,000	3,760,000	3,763,999	2,568,000	3,980,000	3,983,999	2,744,000
3,544,000	3,547,999	2,400,800	3,764,000	3,767,999	2,571,200	3,984,000	3,987,999	2,747,200
3,548,000	3,551,999	2,403,600	3,768,000	3,771,999	2,574,400	3,988,000	3,991,999	2,750,400
3,552,000	3,555,999	2,406,400	3,772,000	3,775,999	2,577,600	3,992,000	3,995,999	2,753,600
3,556,000	3,559,999	2,409,200	3,776,000	3,779,999	2,580,800	3,996,000	3,999,999	2,756,800
3,560,000	3,563,999	2,412,000	3,780,000	3,783,999	2,584,000	4,000,000	4,003,999	2,760,000
3,564,000	3,567,999	2,414,800	3,784,000	3,787,999	2,587,200	4,004,000	4,007,999	2,763,200
3,568,000	3,571,999	2,417,600	3,788,000	3,791,999	2,590,400	4,008,000	4,011,999	2,766,400
3,572,000	3,575,999	2,420,400	3,792,000	3,795,999	2,593,600	4,012,000	4,015,999	2,769,600
3,576,000	3,579,999	2,423,200	3,796,000	3,799,999	2,596,800	4,016,000	4,019,999	2,772,800
3,580,000	3,583,999	2,426,000	3,800,000	3,803,999	2,600,000	4,020,000	4,023,999	2,776,000
3,584,000	3,587,999	2,428,800	3,804,000	3,807,999	2,603,200	4,024,000	4,027,999	2,779,200
3,588,000	3,591,999	2,431,600	3,808,000	3,811,999	2,606,400	4,028,000	4,031,999	2,782,400
3,592,000	3,595,999	2,434,400	3,812,000	3,815,999	2,609,600	4,032,000	4,035,999	2,785,600
3,596,000	3,599,999	2,437,200	3,816,000	3,819,999	2,612,800	4,036,000	4,039,999	2,788,800
3,600,000	3,603,999	2,440,000	3,820,000	3,823,999	2,616,000	4,040,000	4,043,999	2,792,000
3,604,000	3,607,999	2,443,200	3,824,000	3,827,999	2,619,200	4,044,000	4,047,999	2,795,200
3,608,000	3,611,999	2,446,400	3,828,000	3,831,999	2,622,400	4,048,000	4,051,999	2,798,400
3,612,000	3,615,999	2,449,600	3,832,000	3,835,999	2,625,600	4,052,000	4,055,999	2,801,600
3,616,000	3,619,999	2,452,800	3,836,000	3,839,999	2,628,800	4,056,000	4,059,999	2,804,800
3,620,000	3,623,999	2,456,000	3,840,000	3,843,999	2,632,000	4,060,000	4,063,999	2,808,000
3,624,000	3,627,999	2,459,200	3,844,000	3,847,999	2,635,200	4,064,000	4,067,999	2,811,200
3,628,000	3,631,999	2,462,400	3,848,000	3,851,999	2,638,400	4,068,000	4,071,999	2,814,400
3,632,000	3,635,999	2,465,600	3,852,000	3,855,999	2,641,600	4,072,000	4,075,999	2,817,600
3,636,000	3,639,999	2,468,800	3,856,000	3,859,999	2,644,800	4,076,000	4,079,999	2,820,800
3,640,000	3,643,999	2,472,000	3,860,000	3,863,999	2,648,000	4,080,000	4,083,999	2,824,000
3,644,000	3,647,999	2,475,200	3,864,000	3,867,999	2,651,200	4,084,000	4,087,999	2,827,200
3,648,000	3,651,999	2,478,400	3,868,000	3,871,999	2,654,400	4,088,000	4,091,999	2,830,400

(4,092,000円から4,751,999円まで)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
か ら	ま で		か ら	ま で		か ら	ま で	
4,092,000	4,095,999	2,833,600	4,312,000	4,315,999	3,009,600	4,532,000	4,535,999	3,185,600
4,096,000	4,099,999	2,836,800	4,316,000	4,319,999	3,012,800	4,536,000	4,539,999	3,188,800
4,100,000	4,103,999	2,840,000	4,320,000	4,323,999	3,016,000	4,540,000	4,543,999	3,192,000
4,104,000	4,107,999	2,843,200	4,324,000	4,327,999	3,019,200	4,544,000	4,547,999	3,195,200
4,108,000	4,111,999	2,846,400	4,328,000	4,331,999	3,022,400	4,548,000	4,551,999	3,198,400
4,112,000	4,115,999	2,849,600	4,332,000	4,335,999	3,025,600	4,552,000	4,555,999	3,201,600
4,116,000	4,119,999	2,852,800	4,336,000	4,339,999	3,028,800	4,556,000	4,559,999	3,204,800
4,120,000	4,123,999	2,856,000	4,340,000	4,343,999	3,032,000	4,560,000	4,563,999	3,208,000
4,124,000	4,127,999	2,859,200	4,344,000	4,347,999	3,035,200	4,564,000	4,567,999	3,211,200
4,128,000	4,131,999	2,862,400	4,348,000	4,351,999	3,038,400	4,568,000	4,571,999	3,214,400
4,132,000	4,135,999	2,865,600	4,352,000	4,355,999	3,041,600	4,572,000	4,575,999	3,217,600
4,136,000	4,139,999	2,868,800	4,356,000	4,359,999	3,044,800	4,576,000	4,579,999	3,220,800
4,140,000	4,143,999	2,872,000	4,360,000	4,363,999	3,048,000	4,580,000	4,583,999	3,224,000
4,144,000	4,147,999	2,875,200	4,364,000	4,367,999	3,051,200	4,584,000	4,587,999	3,227,200
4,148,000	4,151,999	2,878,400	4,368,000	4,371,999	3,054,400	4,588,000	4,591,999	3,230,400
4,152,000	4,155,999	2,881,600	4,372,000	4,375,999	3,057,600	4,592,000	4,595,999	3,233,600
4,156,000	4,159,999	2,884,800	4,376,000	4,379,999	3,060,800	4,596,000	4,599,999	3,236,800
4,160,000	4,163,999	2,888,000	4,380,000	4,383,999	3,064,000	4,600,000	4,603,999	3,240,000
4,164,000	4,167,999	2,891,200	4,384,000	4,387,999	3,067,200	4,604,000	4,607,999	3,243,200
4,168,000	4,171,999	2,894,400	4,388,000	4,391,999	3,070,400	4,608,000	4,611,999	3,246,400
4,172,000	4,175,999	2,897,600	4,392,000	4,395,999	3,073,600	4,612,000	4,615,999	3,249,600
4,176,000	4,179,999	2,900,800	4,396,000	4,399,999	3,076,800	4,616,000	4,619,999	3,252,800
4,180,000	4,183,999	2,904,000	4,400,000	4,403,999	3,080,000	4,620,000	4,623,999	3,256,000
4,184,000	4,187,999	2,907,200	4,404,000	4,407,999	3,083,200	4,624,000	4,627,999	3,259,200
4,188,000	4,191,999	2,910,400	4,408,000	4,411,999	3,086,400	4,628,000	4,631,999	3,262,400
4,192,000	4,195,999	2,913,600	4,412,000	4,415,999	3,089,600	4,632,000	4,635,999	3,265,600
4,196,000	4,199,999	2,916,800	4,416,000	4,419,999	3,092,800	4,636,000	4,639,999	3,268,800
4,200,000	4,203,999	2,920,000	4,420,000	4,423,999	3,096,000	4,640,000	4,643,999	3,272,000
4,204,000	4,207,999	2,923,200	4,424,000	4,427,999	3,099,200	4,644,000	4,647,999	3,275,200
4,208,000	4,211,999	2,926,400	4,428,000	4,431,999	3,102,400	4,648,000	4,651,999	3,278,400
4,212,000	4,215,999	2,929,600	4,432,000	4,435,999	3,105,600	4,652,000	4,655,999	3,281,600
4,216,000	4,219,999	2,932,800	4,436,000	4,439,999	3,108,800	4,656,000	4,659,999	3,284,800
4,220,000	4,223,999	2,936,000	4,440,000	4,443,999	3,112,000	4,660,000	4,663,999	3,288,000
4,224,000	4,227,999	2,939,200	4,444,000	4,447,999	3,115,200	4,664,000	4,667,999	3,291,200
4,228,000	4,231,999	2,942,400	4,448,000	4,451,999	3,118,400	4,668,000	4,671,999	3,294,400
4,232,000	4,235,999	2,945,600	4,452,000	4,455,999	3,121,600	4,672,000	4,675,999	3,297,600
4,236,000	4,239,999	2,948,800	4,456,000	4,459,999	3,124,800	4,676,000	4,679,999	3,300,800
4,240,000	4,243,999	2,952,000	4,460,000	4,463,999	3,128,000	4,680,000	4,683,999	3,304,000
4,244,000	4,247,999	2,955,200	4,464,000	4,467,999	3,131,200	4,684,000	4,687,999	3,307,200
4,248,000	4,251,999	2,958,400	4,468,000	4,471,999	3,134,400	4,688,000	4,691,999	3,310,400
4,252,000	4,255,999	2,961,600	4,472,000	4,475,999	3,137,600	4,692,000	4,695,999	3,313,600
4,256,000	4,259,999	2,964,800	4,476,000	4,479,999	3,140,800	4,696,000	4,699,999	3,316,800
4,260,000	4,263,999	2,968,000	4,480,000	4,483,999	3,144,000	4,700,000	4,703,999	3,320,000
4,264,000	4,267,999	2,971,200	4,484,000	4,487,999	3,147,200	4,704,000	4,707,999	3,323,200
4,268,000	4,271,999	2,974,400	4,488,000	4,491,999	3,150,400	4,708,000	4,711,999	3,326,400
4,272,000	4,275,999	2,977,600	4,492,000	4,495,999	3,153,600	4,712,000	4,715,999	3,329,600
4,276,000	4,279,999	2,980,800	4,496,000	4,499,999	3,156,800	4,716,000	4,719,999	3,332,800
4,280,000	4,283,999	2,984,000	4,500,000	4,503,999	3,160,000	4,720,000	4,723,999	3,336,000
4,284,000	4,287,999	2,987,200	4,504,000	4,507,999	3,163,200	4,724,000	4,727,999	3,339,200
4,288,000	4,291,999	2,990,400	4,508,000	4,511,999	3,166,400	4,728,000	4,731,999	3,342,400
4,292,000	4,295,999	2,993,600	4,512,000	4,515,999	3,169,600	4,732,000	4,735,999	3,345,600
4,296,000	4,299,999	2,996,800	4,516,000	4,519,999	3,172,800	4,736,000	4,739,999	3,348,800
4,300,000	4,303,999	3,000,000	4,520,000	4,523,999	3,176,000	4,740,000	4,743,999	3,352,000
4,304,000	4,307,999	3,003,200	4,524,000	4,527,999	3,179,200	4,744,000	4,747,999	3,355,200
4,308,000	4,311,999	3,006,400	4,528,000	4,531,999	3,182,400	4,748,000	4,751,999	3,358,400

(4,752,000円から5,411,999円まで)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
か ら	ま で		か ら	ま で		か ら	ま で	
4,752,000	4,755,999	3,361,600	4,972,000	4,975,999	3,537,600	5,192,000	5,195,999	3,713,600
4,756,000	4,759,999	3,364,800	4,976,000	4,979,999	3,540,800	5,196,000	5,199,999	3,716,800
4,760,000	4,763,999	3,368,000	4,980,000	4,983,999	3,544,000	5,200,000	5,203,999	3,720,000
4,764,000	4,767,999	3,371,200	4,984,000	4,987,999	3,547,200	5,204,000	5,207,999	3,723,200
4,768,000	4,771,999	3,374,400	4,988,000	4,991,999	3,550,400	5,208,000	5,211,999	3,726,400
4,772,000	4,775,999	3,377,600	4,992,000	4,995,999	3,553,600	5,212,000	5,215,999	3,729,600
4,776,000	4,779,999	3,380,800	4,996,000	4,999,999	3,556,800	5,216,000	5,219,999	3,732,800
4,780,000	4,783,999	3,384,000	5,000,000	5,003,999	3,560,000	5,220,000	5,223,999	3,736,000
4,784,000	4,787,999	3,387,200	5,004,000	5,007,999	3,563,200	5,224,000	5,227,999	3,739,200
4,788,000	4,791,999	3,390,400	5,008,000	5,011,999	3,566,400	5,228,000	5,231,999	3,742,400
4,792,000	4,795,999	3,393,600	5,012,000	5,015,999	3,569,600	5,232,000	5,235,999	3,745,600
4,796,000	4,799,999	3,396,800	5,016,000	5,019,999	3,572,800	5,236,000	5,239,999	3,748,800
4,800,000	4,803,999	3,400,000	5,020,000	5,023,999	3,576,000	5,240,000	5,243,999	3,752,000
4,804,000	4,807,999	3,403,200	5,024,000	5,027,999	3,579,200	5,244,000	5,247,999	3,755,200
4,808,000	4,811,999	3,406,400	5,028,000	5,031,999	3,582,400	5,248,000	5,251,999	3,758,400
4,812,000	4,815,999	3,409,600	5,032,000	5,035,999	3,585,600	5,252,000	5,255,999	3,761,600
4,816,000	4,819,999	3,412,800	5,036,000	5,039,999	3,588,800	5,256,000	5,259,999	3,764,800
4,820,000	4,823,999	3,416,000	5,040,000	5,043,999	3,592,000	5,260,000	5,263,999	3,768,000
4,824,000	4,827,999	3,419,200	5,044,000	5,047,999	3,595,200	5,264,000	5,267,999	3,771,200
4,828,000	4,831,999	3,422,400	5,048,000	5,051,999	3,598,400	5,268,000	5,271,999	3,774,400
4,832,000	4,835,999	3,425,600	5,052,000	5,055,999	3,601,600	5,272,000	5,275,999	3,777,600
4,836,000	4,839,999	3,428,800	5,056,000	5,059,999	3,604,800	5,276,000	5,279,999	3,780,800
4,840,000	4,843,999	3,432,000	5,060,000	5,063,999	3,608,000	5,280,000	5,283,999	3,784,000
4,844,000	4,847,999	3,435,200	5,064,000	5,067,999	3,611,200	5,284,000	5,287,999	3,787,200
4,848,000	4,851,999	3,438,400	5,068,000	5,071,999	3,614,400	5,288,000	5,291,999	3,790,400
4,852,000	4,855,999	3,441,600	5,072,000	5,075,999	3,617,600	5,292,000	5,295,999	3,793,600
4,856,000	4,859,999	3,444,800	5,076,000	5,079,999	3,620,800	5,296,000	5,299,999	3,796,800
4,860,000	4,863,999	3,448,000	5,080,000	5,083,999	3,624,000	5,300,000	5,303,999	3,800,000
4,864,000	4,867,999	3,451,200	5,084,000	5,087,999	3,627,200	5,304,000	5,307,999	3,803,200
4,868,000	4,871,999	3,454,400	5,088,000	5,091,999	3,630,400	5,308,000	5,311,999	3,806,400
4,872,000	4,875,999	3,457,600	5,092,000	5,095,999	3,633,600	5,312,000	5,315,999	3,809,600
4,876,000	4,879,999	3,460,800	5,096,000	5,099,999	3,636,800	5,316,000	5,319,999	3,812,800
4,880,000	4,883,999	3,464,000	5,100,000	5,103,999	3,640,000	5,320,000	5,323,999	3,816,000
4,884,000	4,887,999	3,467,200	5,104,000	5,107,999	3,643,200	5,324,000	5,327,999	3,819,200
4,888,000	4,891,999	3,470,400	5,108,000	5,111,999	3,646,400	5,328,000	5,331,999	3,822,400
4,892,000	4,895,999	3,473,600	5,112,000	5,115,999	3,649,600	5,332,000	5,335,999	3,825,600
4,896,000	4,899,999	3,476,800	5,116,000	5,119,999	3,652,800	5,336,000	5,339,999	3,828,800
4,900,000	4,903,999	3,480,000	5,120,000	5,123,999	3,656,000	5,340,000	5,343,999	3,832,000
4,904,000	4,907,999	3,483,200	5,124,000	5,127,999	3,659,200	5,344,000	5,347,999	3,835,200
4,908,000	4,911,999	3,486,400	5,128,000	5,131,999	3,662,400	5,348,000	5,351,999	3,838,400
4,912,000	4,915,999	3,489,600	5,132,000	5,135,999	3,665,600	5,352,000	5,355,999	3,841,600
4,916,000	4,919,999	3,492,800	5,136,000	5,139,999	3,668,800	5,356,000	5,359,999	3,844,800
4,920,000	4,923,999	3,496,000	5,140,000	5,143,999	3,672,000	5,360,000	5,363,999	3,848,000
4,924,000	4,927,999	3,499,200	5,144,000	5,147,999	3,675,200	5,364,000	5,367,999	3,851,200
4,928,000	4,931,999	3,502,400	5,148,000	5,151,999	3,678,400	5,368,000	5,371,999	3,854,400
4,932,000	4,935,999	3,505,600	5,152,000	5,155,999	3,681,600	5,372,000	5,375,999	3,857,600
4,936,000	4,939,999	3,508,800	5,156,000	5,159,999	3,684,800	5,376,000	5,379,999	3,860,800
4,940,000	4,943,999	3,512,000	5,160,000	5,163,999	3,688,000	5,380,000	5,383,999	3,864,000
4,944,000	4,947,999	3,515,200	5,164,000	5,167,999	3,691,200	5,384,000	5,387,999	3,867,200
4,948,000	4,951,999	3,518,400	5,168,000	5,171,999	3,694,400	5,388,000	5,391,999	3,870,400
4,952,000	4,955,999	3,521,600	5,172,000	5,175,999	3,697,600	5,392,000	5,395,999	3,873,600
4,956,000	4,959,999	3,524,800	5,176,000	5,179,999	3,700,800	5,396,000	5,399,999	3,876,800
4,960,000	4,963,999	3,528,000	5,180,000	5,183,999	3,704,000	5,400,000	5,403,999	3,880,000
4,964,000	4,967,999	3,531,200	5,184,000	5,187,999	3,707,200	5,404,000	5,407,999	3,883,200
4,968,000	4,971,999	3,534,400	5,188,000	5,191,999	3,710,400	5,408,000	5,411,999	3,886,400

(5,412,000円から6,071,999円まで)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
か ら	ま で		か ら	ま で		か ら	ま で	
5,412,000	5,415,999	3,889,600	5,632,000	5,635,999	4,065,600	5,852,000	5,855,999	4,241,600
5,416,000	5,419,999	3,892,800	5,636,000	5,639,999	4,068,800	5,856,000	5,859,999	4,244,800
5,420,000	5,423,999	3,896,000	5,640,000	5,643,999	4,072,000	5,860,000	5,863,999	4,248,000
5,424,000	5,427,999	3,899,200	5,644,000	5,647,999	4,075,200	5,864,000	5,867,999	4,251,200
5,428,000	5,431,999	3,902,400	5,648,000	5,651,999	4,078,400	5,868,000	5,871,999	4,254,400
5,432,000	5,435,999	3,905,600	5,652,000	5,655,999	4,081,600	5,872,000	5,875,999	4,257,600
5,436,000	5,439,999	3,908,800	5,656,000	5,659,999	4,084,800	5,876,000	5,879,999	4,260,800
5,440,000	5,443,999	3,912,000	5,660,000	5,663,999	4,088,000	5,880,000	5,883,999	4,264,000
5,444,000	5,447,999	3,915,200	5,664,000	5,667,999	4,091,200	5,884,000	5,887,999	4,267,200
5,448,000	5,451,999	3,918,400	5,668,000	5,671,999	4,094,400	5,888,000	5,891,999	4,270,400
5,452,000	5,455,999	3,921,600	5,672,000	5,675,999	4,097,600	5,892,000	5,895,999	4,273,600
5,456,000	5,459,999	3,924,800	5,676,000	5,679,999	4,100,800	5,896,000	5,899,999	4,276,800
5,460,000	5,463,999	3,928,000	5,680,000	5,683,999	4,104,000	5,900,000	5,903,999	4,280,000
5,464,000	5,467,999	3,931,200	5,684,000	5,687,999	4,107,200	5,904,000	5,907,999	4,283,200
5,468,000	5,471,999	3,934,400	5,688,000	5,691,999	4,110,400	5,908,000	5,911,999	4,286,400
5,472,000	5,475,999	3,937,600	5,692,000	5,695,999	4,113,600	5,912,000	5,915,999	4,289,600
5,476,000	5,479,999	3,940,800	5,696,000	5,699,999	4,116,800	5,916,000	5,919,999	4,292,800
5,480,000	5,483,999	3,944,000	5,700,000	5,703,999	4,120,000	5,920,000	5,923,999	4,296,000
5,484,000	5,487,999	3,947,200	5,704,000	5,707,999	4,123,200	5,924,000	5,927,999	4,299,200
5,488,000	5,491,999	3,950,400	5,708,000	5,711,999	4,126,400	5,928,000	5,931,999	4,302,400
5,492,000	5,495,999	3,953,600	5,712,000	5,715,999	4,129,600	5,932,000	5,935,999	4,305,600
5,496,000	5,499,999	3,956,800	5,716,000	5,719,999	4,132,800	5,936,000	5,939,999	4,308,800
5,500,000	5,503,999	3,960,000	5,720,000	5,723,999	4,136,000	5,940,000	5,943,999	4,312,000
5,504,000	5,507,999	3,963,200	5,724,000	5,727,999	4,139,200	5,944,000	5,947,999	4,315,200
5,508,000	5,511,999	3,966,400	5,728,000	5,731,999	4,142,400	5,948,000	5,951,999	4,318,400
5,512,000	5,515,999	3,969,600	5,732,000	5,735,999	4,145,600	5,952,000	5,955,999	4,321,600
5,516,000	5,519,999	3,972,800	5,736,000	5,739,999	4,148,800	5,956,000	5,959,999	4,324,800
5,520,000	5,523,999	3,976,000	5,740,000	5,743,999	4,152,000	5,960,000	5,963,999	4,328,000
5,524,000	5,527,999	3,979,200	5,744,000	5,747,999	4,155,200	5,964,000	5,967,999	4,331,200
5,528,000	5,531,999	3,982,400	5,748,000	5,751,999	4,158,400	5,968,000	5,971,999	4,334,400
5,532,000	5,535,999	3,985,600	5,752,000	5,755,999	4,161,600	5,972,000	5,975,999	4,337,600
5,536,000	5,539,999	3,988,800	5,756,000	5,759,999	4,164,800	5,976,000	5,979,999	4,340,800
5,540,000	5,543,999	3,992,000	5,760,000	5,763,999	4,168,000	5,980,000	5,983,999	4,344,000
5,544,000	5,547,999	3,995,200	5,764,000	5,767,999	4,171,200	5,984,000	5,987,999	4,347,200
5,548,000	5,551,999	3,998,400	5,768,000	5,771,999	4,174,400	5,988,000	5,991,999	4,350,400
5,552,000	5,555,999	4,001,600	5,772,000	5,775,999	4,177,600	5,992,000	5,995,999	4,353,600
5,556,000	5,559,999	4,004,800	5,776,000	5,779,999	4,180,800	5,996,000	5,999,999	4,356,800
5,560,000	5,563,999	4,008,000	5,780,000	5,783,999	4,184,000	6,000,000	6,003,999	4,360,000
5,564,000	5,567,999	4,011,200	5,784,000	5,787,999	4,187,200	6,004,000	6,007,999	4,363,200
5,568,000	5,571,999	4,014,400	5,788,000	5,791,999	4,190,400	6,008,000	6,011,999	4,366,400
5,572,000	5,575,999	4,017,600	5,792,000	5,795,999	4,193,600	6,012,000	6,015,999	4,369,600
5,576,000	5,579,999	4,020,800	5,796,000	5,799,999	4,196,800	6,016,000	6,019,999	4,372,800
5,580,000	5,583,999	4,024,000	5,800,000	5,803,999	4,200,000	6,020,000	6,023,999	4,376,000
5,584,000	5,587,999	4,027,200	5,804,000	5,807,999	4,203,200	6,024,000	6,027,999	4,379,200
5,588,000	5,591,999	4,030,400	5,808,000	5,811,999	4,206,400	6,028,000	6,031,999	4,382,400
5,592,000	5,595,999	4,033,600	5,812,000	5,815,999	4,209,600	6,032,000	6,035,999	4,385,600
5,596,000	5,599,999	4,036,800	5,816,000	5,819,999	4,212,800	6,036,000	6,039,999	4,388,800
5,600,000	5,603,999	4,040,000	5,820,000	5,823,999	4,216,000	6,040,000	6,043,999	4,392,000
5,604,000	5,607,999	4,043,200	5,824,000	5,827,999	4,219,200	6,044,000	6,047,999	4,395,200
5,608,000	5,611,999	4,046,400	5,828,000	5,831,999	4,222,400	6,048,000	6,051,999	4,398,400
5,612,000	5,615,999	4,049,600	5,832,000	5,835,999	4,225,600	6,052,000	6,055,999	4,401,600
5,616,000	5,619,999	4,052,800	5,836,000	5,839,999	4,228,800	6,056,000	6,059,999	4,404,800
5,620,000	5,623,999	4,056,000	5,840,000	5,843,999	4,232,000	6,060,000	6,063,999	4,408,000
5,624,000	5,627,999	4,059,200	5,844,000	5,847,999	4,235,200	6,064,000	6,067,999	4,411,200
5,628,000	5,631,999	4,062,400	5,848,000	5,851,999	4,238,400	6,068,000	6,071,999	4,414,400

(6,072,000円から6,599,999円まで)

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで		から	まで		から	まで	
6,072,000	6,075,999	4,417,600	6,252,000	6,255,999	4,561,600	6,432,000	6,435,999	4,705,600
6,076,000	6,079,999	4,420,800	6,256,000	6,259,999	4,564,800	6,436,000	6,439,999	4,708,800
6,080,000	6,083,999	4,424,000	6,260,000	6,263,999	4,568,000	6,440,000	6,443,999	4,712,000
6,084,000	6,087,999	4,427,200	6,264,000	6,267,999	4,571,200	6,444,000	6,447,999	4,715,200
6,088,000	6,091,999	4,430,400	6,268,000	6,271,999	4,574,400	6,448,000	6,451,999	4,718,400
6,092,000	6,095,999	4,433,600	6,272,000	6,275,999	4,577,600	6,452,000	6,455,999	4,721,600
6,096,000	6,099,999	4,436,800	6,276,000	6,279,999	4,580,800	6,456,000	6,459,999	4,724,800
6,100,000	6,103,999	4,440,000	6,280,000	6,283,999	4,584,000	6,460,000	6,463,999	4,728,000
6,104,000	6,107,999	4,443,200	6,284,000	6,287,999	4,587,200	6,464,000	6,467,999	4,731,200
6,108,000	6,111,999	4,446,400	6,288,000	6,291,999	4,590,400	6,468,000	6,471,999	4,734,400
6,112,000	6,115,999	4,449,600	6,292,000	6,295,999	4,593,600	6,472,000	6,475,999	4,737,600
6,116,000	6,119,999	4,452,800	6,296,000	6,299,999	4,596,800	6,476,000	6,479,999	4,740,800
6,120,000	6,123,999	4,456,000	6,300,000	6,303,999	4,600,000	6,480,000	6,483,999	4,744,000
6,124,000	6,127,999	4,459,200	6,304,000	6,307,999	4,603,200	6,484,000	6,487,999	4,747,200
6,128,000	6,131,999	4,462,400	6,308,000	6,311,999	4,606,400	6,488,000	6,491,999	4,750,400
6,132,000	6,135,999	4,465,600	6,312,000	6,315,999	4,609,600	6,492,000	6,495,999	4,753,600
6,136,000	6,139,999	4,468,800	6,316,000	6,319,999	4,612,800	6,496,000	6,499,999	4,756,800
6,140,000	6,143,999	4,472,000	6,320,000	6,323,999	4,616,000	6,500,000	6,503,999	4,760,000
6,144,000	6,147,999	4,475,200	6,324,000	6,327,999	4,619,200	6,504,000	6,507,999	4,763,200
6,148,000	6,151,999	4,478,400	6,328,000	6,331,999	4,622,400	6,508,000	6,511,999	4,766,400
6,152,000	6,155,999	4,481,600	6,332,000	6,335,999	4,625,600	6,512,000	6,515,999	4,769,600
6,156,000	6,159,999	4,484,800	6,336,000	6,339,999	4,628,800	6,516,000	6,519,999	4,772,800
6,160,000	6,163,999	4,488,000	6,340,000	6,343,999	4,632,000	6,520,000	6,523,999	4,776,000
6,164,000	6,167,999	4,491,200	6,344,000	6,347,999	4,635,200	6,524,000	6,527,999	4,779,200
6,168,000	6,171,999	4,494,400	6,348,000	6,351,999	4,638,400	6,528,000	6,531,999	4,782,400
6,172,000	6,175,999	4,497,600	6,352,000	6,355,999	4,641,600	6,532,000	6,535,999	4,785,600
6,176,000	6,179,999	4,500,800	6,356,000	6,359,999	4,644,800	6,536,000	6,539,999	4,788,800
6,180,000	6,183,999	4,504,000	6,360,000	6,363,999	4,648,000	6,540,000	6,543,999	4,792,000
6,184,000	6,187,999	4,507,200	6,364,000	6,367,999	4,651,200	6,544,000	6,547,999	4,795,200
6,188,000	6,191,999	4,510,400	6,368,000	6,371,999	4,654,400	6,548,000	6,551,999	4,798,400
6,192,000	6,195,999	4,513,600	6,372,000	6,375,999	4,657,600	6,552,000	6,555,999	4,801,600
6,196,000	6,199,999	4,516,800	6,376,000	6,379,999	4,660,800	6,556,000	6,559,999	4,804,800
6,200,000	6,203,999	4,520,000	6,380,000	6,383,999	4,664,000	6,560,000	6,563,999	4,808,000
6,204,000	6,207,999	4,523,200	6,384,000	6,387,999	4,667,200	6,564,000	6,567,999	4,811,200
6,208,000	6,211,999	4,526,400	6,388,000	6,391,999	4,670,400	6,568,000	6,571,999	4,814,400
6,212,000	6,215,999	4,529,600	6,392,000	6,395,999	4,673,600	6,572,000	6,575,999	4,817,600
6,216,000	6,219,999	4,532,800	6,396,000	6,399,999	4,676,800	6,576,000	6,579,999	4,820,800
6,220,000	6,223,999	4,536,000	6,400,000	6,403,999	4,680,000	6,580,000	6,583,999	4,824,000
6,224,000	6,227,999	4,539,200	6,404,000	6,407,999	4,683,200	6,584,000	6,587,999	4,827,200
6,228,000	6,231,999	4,542,400	6,408,000	6,411,999	4,686,400	6,588,000	6,591,999	4,830,400
6,232,000	6,235,999	4,545,600	6,412,000	6,415,999	4,689,600	6,592,000	6,595,999	4,833,600
6,236,000	6,239,999	4,548,800	6,416,000	6,419,999	4,692,800	6,596,000	6,599,999	4,836,800
6,240,000	6,243,999	4,552,000	6,420,000	6,423,999	4,696,000			
6,244,000	6,247,999	4,555,200	6,424,000	6,427,999	4,699,200			
6,248,000	6,251,999	4,558,400	6,428,000	6,431,999	4,702,400			

○ 「給与等の収入金額の合計額」が660万円以上の人の給与所得の金額の求め方……「給与等の収入金額の合計額」をこの表の「給与等の収入金額の合計額」欄に当てはめ、その当てはまる行の右側の「割合」を「給与等の収入金額の合計額」に掛けて一応の金額を求め、次に、その金額からその行の右端の「控除額」を差し引いた残りの金額が求める給与所得の金額です。

給与等の収入金額の合計額	割合	控除額
6,600,000円から 8,499,999円まで	90%	1,100,000円
8,500,000円以上	100%	1,950,000円

令和4年分 諸 控 除 額 等 一 覧 表

	社会保険料控除額	支払った又は給与等から控除される社会保険料の合計額
	小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金若しくは個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）又は心身障害者扶養共済掛金の合計額
所 得 控 除 額	生命保険料控除額	<p>次の①、②、③の合計額（最高限度額12万円）</p> <p>① 一般の生命保険料の控除額</p> $\left[\begin{array}{l} \text{新生命保険料の計の金額 (A)} \\ \text{を下の A の i から iii に当てはめてその (A) の金} \\ \text{額を基に計算した金額 (最高 4 万円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧生命保険料の計の金額 (B)} \\ \text{を下の B の i から iii に当てはめてその (B) の金} \\ \text{額を基に計算した金額 (最高 5 万円)} \end{array} \right]$ <p>※ Aのみ又はAとBの両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は4万円、Bのみについて控除の適用を受ける場合の適用限度額は5万円</p> <p>② 介護医療保険料の控除額</p> $\left[\begin{array}{l} \text{介護医療保険料の計の金額 (C)} \\ \text{を下の A の i から iii に当てはめてその (C) の} \\ \text{金額を基に計算した金額 (最高 4 万円)} \end{array} \right]$ <p>③ 個人年金保険料の控除額</p> $\left[\begin{array}{l} \text{新個人年金保険料の計の金額 (D)} \\ \text{を下の A の i から iii に当てはめてその (D) の} \\ \text{金額を基に計算した金額 (最高 4 万円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧個人年金保険料の計の金額 (E)} \\ \text{を下の B の i から iii に当てはめてその (E) の} \\ \text{金額を基に計算した金額 (最高 5 万円)} \end{array} \right]$ <p>※ Dのみ又はDとEの両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は4万円、Eのみについて控除の適用を受ける場合の適用限度額は5万円</p> <p>A 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額</p> <p>i 20,000円までの場合…………… A又はC又はDの金額</p> <p>ii 20,000円を超え40,000円までの場合…………… (A又はC又はD)×1/2+10,000円</p> <p>iii 40,000円を超える場合…………… (A又はC又はD)×1/4+20,000円</p> <p>B 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額</p> <p>i 25,000円までの場合…………… B又はEの金額</p> <p>ii 25,000円を超え50,000円までの場合…………… (B又はE)×1/2+12,500円</p> <p>iii 50,000円を超える場合…………… (B又はE)×1/4+25,000円</p>
	地震保険料控除額	<p>損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額 + $\left[\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約等に係る旧長期損害} \\ \text{保険料の金額の合計額 (B)} \\ \text{(Bの金額が10,000円を超える場合は} \\ \text{(B)×1/2+5,000円) (最高15,000円)} \end{array} \right]$</p> <p style="text-align: right;">(最高限度額 5万円)</p> <p>※ 一の損害保険契約等又は長期損害保険契約等が、損害保険契約等又は長期損害保険契約等のいずれにも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとする。</p> <p>《計算例1》地震保険料及び旧長期損害保険料の支払がある一の契約に加入している場合</p> <p>{ 証明書に記載された地震保険料の金額：30,000円 ……① 証明書に記載された旧長期損害保険料の金額：15,000円……②</p> <p>【地震保険料控除額】次のいずれかの金額（最高限度額5万円）</p> <p>①の金額に基づく場合 <u>30,000円</u></p> <p>②の金額に基づく場合 $15,000円 \times 1/2 + 5,000円 = 12,500円$</p> <p>《計算例2》地震保険料のみの支払がある契約(A)と、地震保険料及び旧長期損害保険料の支払がある契約(B)に加入している場合</p> <p>{ (A)の証明書に記載された地震保険料の金額：30,000円 ……① (B)の証明書に記載された地震保険料の金額：24,000円 ……② (B)の証明書に記載された旧長期損害保険料の金額：36,000円……③</p> <p>【地震保険料控除額】次のいずれかの金額（最高限度額5万円）</p> <p>①及び②の金額に基づく場合 $30,000円 + 24,000円 = 54,000円 \Rightarrow 50,000円$ (最高5万円)</p> <p>①及び③の金額に基づく場合 $30,000円 + \left[\begin{array}{l} (36,000円 \times 1/2 + 5,000円) \\ \Rightarrow 15,000円 \text{ (最高15,000円)} \end{array} \right] = 45,000円$</p>

所得	寡婦・ひとり親 控除額	寡婦とは	
		要件	控除額
所得	寡婦・ひとり親 控除額	ひとり親とは	
		要件	控除額
控除額	勤労学生控除額	【控除額】 270,000円	<p>勤労学生とは 大学、高等学校などの学生や生徒など一定の者で給与所得等を有する者のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が75万円以下で、その所得金額の合計額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の者をいう。</p> <p>給与所得等とは 自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得及び雑所得をいう。</p> <p>「給与所得等以外の所得の合計額」とは 「所得金額の合計額（繰越損失控除前）－給与所得等の合計額」（赤字のときは0）をいう。</p>
		<p>【控除額（1人につき）】 障害者……………270,000円 特別障害者……………400,000円 同居特別障害者…750,000円</p> <p>障害者とは 令和4年12月31日（年の中で死亡した場合にはその死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある者などをいう。 ① 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている者 ② 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された者 ③ 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者</p> <p>特別障害者とは 障害者のうち、次の特に重度の障害のある者などをいう。 ① 身体障害者手帳に障害の程度が一級又は二級と記載されている者 ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている者 ③ 重度の知的障害者と判定された者 ④ 常に病床にいて、複雑な介護を受けなければならない者</p> <p>同居特別障害者とは 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、居住者又はその配偶者若しくはその居住者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者をいう。</p> <p>※ 居住者が非居住者である配偶者又は扶養親族について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要となる（16ページ参照）。</p>	
つづき	障害者控除額		

(注) 「所得金額の合計額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいう。

所得控除額(つづき)	配偶者(特別)控除額	<p>居住者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）及び生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）の所得金額の合計額（繰越損失控除前）に基づき、次の表で求めた金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">居住者の所得金額の合計額</th> <th rowspan="2">控除の種類</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">配偶者の所得金額の合計額</td> <td>48万円以下 (控除対象配偶者)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td rowspan="2">配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>48万円</td> <td>32万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>36万円</td> <td>24万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>居住者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が1,000万円を超える年については、配偶者（特別）控除を受けることはできない。</p> <p>同一生計配偶者とは 生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）で、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が48万円以下である者をいう。</p> <p>控除対象配偶者とは 同一生計配偶者のうち、居住者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が1,000万円以下の場合の配偶者をいう。</p> <p>老人控除対象配偶者とは 控除対象配偶者のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた者（年齢70歳以上の者）をいう。</p> <p>※ 居住者が非居住者である配偶者について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要となる（16ページ参照）。</p>						居住者の所得金額の合計額			控除の種類	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の所得金額の合計額	48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円	
			居住者の所得金額の合計額			控除の種類																																																												
900万円以下	900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下																																																															
配偶者の所得金額の合計額	48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除																																																													
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円																																																														
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除																																																													
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円																																																														
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																														
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																														
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																														
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																														
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																														
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																														
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																															
133万円超	0円	0円	0円																																																															
扶養控除額	扶養控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般の控除対象扶養親族</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定扶養親族</td> <td>630,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等</td> <td>580,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外の者</td> <td>480,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>扶養親族とは 生計を一にする親族（配偶者を除く。）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び市町村長から養護を委託された老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が48万円以下である者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）をいう。</p> <p>控除対象扶養親族とは 扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた者（年齢16歳以上の者）をいう。</p> <p>※ 16歳未満の扶養親族（平成19年1月2日以後に生まれた者）については、扶養控除の適用はない。</p>							控除額	一般の控除対象扶養親族		380,000円	特定扶養親族		630,000円	老人扶養親族	同居老親等	580,000円	同居老親等以外の者	480,000円																																														
				控除額																																																														
一般の控除対象扶養親族		380,000円																																																																
特定扶養親族		630,000円																																																																
老人扶養親族	同居老親等	580,000円																																																																
	同居老親等以外の者	480,000円																																																																

所 得 控 除 額	扶養控除額 (つづき)	<p>特定扶養親族とは 控除対象扶養親族のうち、平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた者（年齢19歳以上23歳未満の者）をいう。</p> <p>老人扶養親族とは 控除対象扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた者（年齢70歳以上の者）をいう。</p> <p>同居老親等とは 老人扶養親族のうち、居住者又はその配偶者の直系尊属で、かつ、居住者又はその配偶者との同居を常況としている者をいう。</p> <p>※ 居住者が非居住者である扶養親族について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要となる（16ページ参照）。</p>										
	基礎控除額	<p>居住者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）に基づき、次の表で求めた金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住者の所得金額の合計額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>320,000円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円（適用なし）</td> </tr> </tbody> </table>	居住者の所得金額の合計額	控除額	2,400万円以下	480,000円	2,400万円超 2,450万円以下	320,000円	2,450万円超 2,500万円以下	160,000円	2,500万円超	0円（適用なし）
	居住者の所得金額の合計額	控除額										
	2,400万円以下	480,000円										
	2,400万円超 2,450万円以下	320,000円										
2,450万円超 2,500万円以下	160,000円											
2,500万円超	0円（適用なし）											
雑損控除額	<p>「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額（A）を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額</p> <p>① Aの金額－（所得金額の合計額×10%）</p> <p>② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円</p>											
医療費控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った} _ \text{保険金などで} \\ \text{医療費の額} _ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{10万円と「所得金額の合計額の5\%」} \\ \text{のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$ <p>（最高限度額200万円）</p>											
セルフメディケーション税制による医療費控除額 (通常の医療費控除との選択適用)	<p>支払った特定一般用 医薬品等購入費の合計額 － 保険金などで 補てんされる金額 － 12,000円</p> <p>（最高限度額88,000円）</p>											
つづき	寄附金控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{「特定寄附金の額」と「所得金額の合計額の40\%」} \\ \text{のいずれか少ない方の額} \end{array} \right] - 2,000円$ <p>※ 上記算式中の特定寄附金には、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除又は公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けることを選択した寄附金は含まれない。</p> <p>特定寄附金とは 次の寄附金等（学校の入学に関するものを除く。）をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国に対する寄附金 ② 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税等） ③ 指定寄附金 ④ 特定公益増進法人（独立行政法人、日本赤十字社、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人など）の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。） ⑤ 特定の政治献金 ⑥ 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 ⑦ 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金 ⑧ 認定NPO法人等に対して、その法人に係る認定又は特例認定（仮認定）の有効期間内に支出した寄附金 ⑨ 特定新規中小会社又は復興指定会社が発行した株式の取得に要した金額 										

〔国外居住親族の扶養控除等について〕

居住者が確定申告において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」という。）に係る扶養控除、配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならない。

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、翻訳文も添付又は提示する必要がある。

<p>親族関係書類</p>	<p>次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいう。</p> <p>① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し</p> <p>② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）</p>
<p>送金関係書類</p>	<p>次の書類で居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいう。</p> <p>① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類</p> <p>② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額を居住者から受領したこと等を明らかにする書類</p>

※ 給与等（公的年金等）の源泉徴収又は年末調整において、源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はない。

税 額 控 除 額	配 当 控 除 額	<p>① 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次の①と②の合計額</p> <p>① 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10%</p> <p>② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%</p> <p>② 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次の①と②の合計額</p> <p>① 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10%</p> <p>② $\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に} \\ \text{係る配当所得の金額のうち、課税} \\ \text{総所得金額から1千万円を控除し} \\ \text{た金額に相当する部分の金額 (A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配} \\ \text{当所得の金額のうち、} \\ \text{(A)以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$</p> <p>③ 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（④に該当する場合を除く。）……次の①と②の合計額</p> <p>① $\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額} \\ \text{のうち、課税総所得金額から1千万円} \\ \text{と特定証券投資信託の収益の分配に係} \\ \text{る配当所得の金額の合計額を控除した} \\ \text{金額に相当する部分の金額 (A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に} \\ \text{係る配当所得の金} \\ \text{額のうち、(A)以} \\ \text{外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$</p> <p>② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p> <p>④ 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次の①と②の合計額</p> <p>① 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5%</p> <p>② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p> <p>※ 配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額である。</p> <p>※ 「課税総所得金額」とは、課税総所得金額、分離課税の課税長期（短期）譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び分離課税の先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいう。</p> <p>※ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となる。</p> <p>※ 「特定証券投資信託」とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいう。</p> <p>※ 「外貨建等証券投資信託」とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債券、その他の資産（以下「外貨建資産」という。）又は株式（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除く。以下同じ。）以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合（以下「外貨建資産割合」という。）及びその株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合（以下「非株式割合」という。）のいずれもが100分の50以下に定められているもの以外のものをいう。</p> <p>また、「特定外貨建等証券投資信託」とは、外貨建等証券投資信託のうち、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められているもの以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできない。</p> <p>※ 分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除を受けることはできない。</p>
-----------------------	-----------------------	--

住宅税制一覧表

1 住宅借入金等特別控除(措法第41条)

居住開始年等		住宅借入金等の 年末残高の限度額	適用年	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
H20年中	特例	2,000万円	H20年分 ～R4年分	控除額: A × 0.4% 限度額: 8万円													
	一般	2,000万円	H25年分 ～R4年分	控除額: A × 1% 限度額: 20万円													
H25年中	認定住宅	3,000万円	H25年分 ～R4年分	控除額: A × 1% 限度額: 30万円													
	一般	4,000万円	H26年分 ～R5年分	控除額: A × 1% 限度額: 40万円													
H26年中	一般	特定取得	H26年分 ～R5年分	控除額: A × 1% 限度額: 20万円													
		特定取得以外	2,000万円	H26年分 ～R5年分	控除額: A × 1% 限度額: 20万円												
	認定住宅	特定取得	H26年分 ～R5年分	控除額: A × 1% 限度額: 50万円													
		特定取得以外	3,000万円	H26年分 ～R5年分	控除額: A × 1% 限度額: 30万円												
H27年中	一般	特定取得	H27年分 ～R6年分	控除額: A × 1% 限度額: 40万円													
		特定取得以外	2,000万円	H27年分 ～R6年分	控除額: A × 1% 限度額: 20万円												
	認定住宅	特定取得	H27年分 ～R6年分	控除額: A × 1% 限度額: 50万円													
		特定取得以外	3,000万円	H27年分 ～R6年分	控除額: A × 1% 限度額: 30万円												
H28年中	一般	特定取得	H28年分 ～R7年分	控除額: A × 1% 限度額: 40万円													
		特定取得以外	2,000万円	H28年分 ～R7年分	控除額: A × 1% 限度額: 20万円												
	認定住宅	特定取得	H28年分 ～R7年分	控除額: A × 1% 限度額: 50万円													
		特定取得以外	3,000万円	H28年分 ～R7年分	控除額: A × 1% 限度額: 30万円												
H29年中	一般	特定取得	H29年分 ～R8年分	控除額: A × 1% 限度額: 40万円													
		特定取得以外	2,000万円	H29年分 ～R8年分	控除額: A × 1% 限度額: 20万円												
	認定住宅	特定取得	H29年分 ～R8年分	控除額: A × 1% 限度額: 50万円													
		特定取得以外	3,000万円	H29年分 ～R8年分	控除額: A × 1% 限度額: 30万円												
H30年中	一般	特定取得	H30年分 ～R9年分	控除額: A × 1% 限度額: 40万円													
		特定取得以外	2,000万円	H30年分 ～R9年分	控除額: A × 1% 限度額: 20万円												
	認定住宅	特定取得	H30年分 ～R9年分	控除額: A × 1% 限度額: 50万円													
		特定取得以外	3,000万円	H30年分 ～R9年分	控除額: A × 1% 限度額: 30万円												
R1年中	一般	特別特定取得(※1)	R1年分 ～R3年分	控除額: A × 1% 限度額: 40万円							(※2) →						
		特定取得	R1年分 ～R10年分	控除額: A × 1% 限度額: 40万円													
		(特別)特定取得以外	R1年分 ～R10年分	控除額: A × 1% 限度額: 20万円													
	認定住宅	特別特定取得(※1)	R1年分 ～R3年分	控除額: A × 1% 限度額: 50万円								(※2) →					
		特定取得	R1年分 ～R10年分	控除額: A × 1% 限度額: 50万円													
		(特別)特定取得以外	R1年分 ～R10年分	控除額: A × 1% 限度額: 30万円													
R2年中	一般	特別特定取得	R2年分 ～R4年分	控除額: A × 1% 限度額: 40万円							(※2) →						
		特定取得	R2年分 ～R11年分	控除額: A × 1% 限度額: 40万円													
		(特別)特定取得以外	R2年分 ～R11年分	控除額: A × 1% 限度額: 20万円													
	認定住宅	特別特定取得	R2年分 ～R4年分	控除額: A × 1% 限度額: 50万円								(※2) →					
		特定取得	R2年分 ～R11年分	控除額: A × 1% 限度額: 50万円													
		(特別)特定取得以外	R2年分 ～R11年分	控除額: A × 1% 限度額: 30万円													

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

住宅税制一覧表

1 住宅借入金等特別控除(措法第41条)

居住開始年等	住宅借入金等の年末残高の限度額	適用年	R4															
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16			
R3年中	一般	(特例)特別特例取得	4,000万円	R3年分 ~R5年分	控除額:A×1% 限度額:40万円											(※2)	→	
		特別特定取得(※3)	4,000万円	R3年分 ~R5年分	控除額:A×1% 限度額:40万円											(※2)	→	
		特定取得	4,000万円	R3年分 ~R2年分	控除額:A×1% 限度額:40万円													
	認定住宅	(特別)特定取得以外	2,000万円	R3年分 ~R2年分	控除額:A×1% 限度額:20万円													
		(特例)特別特例取得	5,000万円	R3年分 ~R5年分	控除額:A×1% 限度額:50万円											(※2)	→	
		特別特定取得(※3)	5,000万円	R3年分 ~R5年分	控除額:A×1% 限度額:50万円											(※2)	→	
	特定取得	5,000万円	R3年分 ~R2年分	控除額:A×1% 限度額:50万円														
	(特別)特定取得以外	3,000万円	R3年分 ~R2年分	控除額:A×1% 限度額:30万円														
R4年中	一般	(特例)特別特例取得	4,000万円	R4年分 ~R6年分	控除額:A×1% 限度額:40万円										(※2)	→		
		新築住宅又は買取再販住宅	3,000万円	R4年分 ~R6年分	控除額:A×0.7% 限度額:21万円													
		中古住宅又は増改築	2,000万円	R4年分 ~R3年分	控除額:A×0.7% 限度額:14万円													
	認定住宅	(特例)特別特例取得	5,000万円	R4年分 ~R6年分	控除額:A×1% 限度額:50万円										(※2)	→		
		新築住宅又は買取再販住宅	5,000万円	R4年分 ~R6年分	控除額:A×0.7% 限度額:35万円													
		中古住宅	3,000万円	R4年分 ~R3年分	控除額:A×0.7% 限度額:21万円													
	ZEH水準省エネ住宅	(特例)特別特例取得	4,000万円	R4年分 ~R6年分	控除額:A×1% 限度額:40万円										(※2)	→		
		新築住宅又は買取再販住宅	4,500万円	R4年分 ~R6年分	控除額:A×0.7% 限度額:31.5万円													
		中古住宅	3,000万円	R4年分 ~R3年分	控除額:A×0.7% 限度額:21万円													
	省エネ基準適合住宅	(特例)特別特例取得	4,000万円	R4年分 ~R6年分	控除額:A×1% 限度額:40万円										(※2)	→		
		新築住宅又は買取再販住宅	4,000万円	R4年分 ~R6年分	控除額:A×0.7% 限度額:28万円													
		中古住宅	3,000万円	R4年分 ~R3年分	控除額:A×0.7% 限度額:21万円													

(注1) Aは、住宅借入金等の年末残高の合計額をいう。
 (注2) 「一般」とは住宅借入金等特別控除(措法41①)を、「特例」とは住宅借入金等特別控除の特例(措法41⑥)を、「認定住宅」とは認定住宅等(認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅)の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例(措法41⑩一)、「ZEH水準省エネ住宅」とは認定住宅等(特定エネルギー消費性能向上住宅)の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例(措法41⑩三)、「省エネ基準適合住宅」とは認定住宅等(エネルギー消費性能向上住宅)の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例(措法41⑩四)を、「特別特定取得」とは、住宅の取得等に係る対面の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等、「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対面の額又は費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等を、「特別特例取得」とは、その住宅の取得等が特別特例取得に該当する場合で、当該住宅の取得等に係る契約が新築(注文住宅)の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に締結されているものを、「特別特例取得」とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅の取得等、「新築住宅又は買取再販住宅」とは、居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得(措法41①)をいう。

(注3) 控除額は、100円未満の端数を切り捨てる。

(※1) 令和元年10月から12月の間に居住を開始した場合に限る。

(※2) 居住開始年が令和3年12月31日以前の場合及び居住開始年が令和4年中で(特例)特別特例取得に該当する場合の11年目から13年目の控除額は、
 (建物価格 - 消費税額等) × 2% ÷ 3 の金額[一般: 最高26.66万円、認定住宅: 最高33.33万円]が限度となる。

[一般: 4,000万円、認定住宅: 5,000万円が限度]

(※3) (特例)特別特例取得に該当しない特別特定取得で、13年間の控除期間の特例が適用されるのは、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに入居できなかった場合において、一定の要件を満たすものに限る。

2 特定増改築等住宅借入金等特別控除(措法第41条の3の2)

特定増改築等住宅借入金等特別控除については、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、一定の要件の下、居住の用に供した年以後5年間、控除の適用がある(詳しくは、「令和3年分 所得税の税額表等」等を参照してください。)

税 額 増 改 築 等 控 除 額 特 別 控 除 額 （ き ） （ き ） （ き ） （ き ）	<p>※ 住宅の取得等に関し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。)の交付を受ける場合には、その家屋の新築工事の請負代金若しくはその家屋の購入の対価の額、その家屋の敷地の購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額から、交付を受ける補助金等の額を控除する。</p> <p>※ 住宅借入金等特別控除の対象となる買取再販住宅は、次の(1)から(6)の要件をすべて満たす家屋となる。</p> <p>(1) 宅地建物取引業者から取得した住宅であること</p> <p>(2) 宅地建物取引業者から取得した時点において、次の①及び②を満たすこと</p> <p>① 新築した日から10年を経過した住宅であること</p> <p>② 建築後に使用されたことのある住宅であること</p> <p>(3) 宅地建物取引業者からの取得前2年以内にその宅地建物取引業者が取得をし、次のいずれかの工事(増改築等工事証明書によりこれらの工事に該当することが証明されたもの)を行い、販売した住宅であること</p> <p>① 増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事</p> <p>② マンションなどの区分所有建物のうち、その人が区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕・模様替えの工事</p> <p>③ 家屋(マンションなどの区分所有建物にあつては、その人が区分所有する部分に限ります。)のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕・模様替えの工事</p> <p>④ 建築基準法施行令の構造強度等に関する規定又は地震に対する安全性に係る基準に適合させるための一定の修繕・模様替えの工事</p> <p>⑤ 一定のバリアフリー改修工事</p> <p>⑥ 一定の省エネ改修工事</p> <p>⑦ 給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替えの工事(既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されているものに限る。)</p> <p>(4) (3)の工事に要した費用の総額が、(1)の住宅を取得した個人への譲渡の対価の額(税込み)の100分の20に相当する金額(300万円を超える場合には、300万円)以上であること</p> <p>(5) 次のいずれかに該当すること</p> <p>① 上記(3)①から⑥の工事に要した費用の額の合計額が100万円を超えること</p> <p>② 上記(3)④から⑦のいずれかの工事に要した費用の額が50万円を超えること</p> <p>(6) 次のいずれかに該当すること</p> <p>① 昭和57年1月1日以後に建築されたものであること</p> <p>② ①以外の場合は、次のいずれかに該当すること</p> <p>i 取得の前2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであると証明されたもの(耐震住宅)であること</p> <p>ii ①又は②iiに該当しない一定の住宅(要耐震改修住宅)のうち、その取得の日までに耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住の用に供した日までにその耐震改修(租税特別措置法第41条の19の2第1項又は第41条の19の3第6項若しくは第8項の適用を受けるものを除く。)により家屋が耐震基準に適合することにつき証明がされたものであること</p> <p>※ 住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅は、次のいずれかに該当する家屋となる。</p> <p>(1) 昭和57年1月1日以後に新築された建物であること(ただし、その家屋の取得が(特例)特別特例取得に該当する場合の控除を適用する場合には、家屋が建築された日から取得の日までの期間が20年(対価建築物については25年)以内である建物であること。)</p> <p>(2) 地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるもの(注)に適合する建物であること。</p> <p>(注)耐震基準適合証明書(その家屋の購入の前2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限り、)により耐震基準に適合することが証明されたもの、その家屋の購入の前2年以内に建設住宅性能評価書により耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2若しくは等級3であると評価されたもの又はその家屋の購入の前2年以内に既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う一定の保険契約に限る。)が締結されていることを証する書類により証明されたもの(平成25年4月1日以後に居住の用に供した場合に適用される。)に限る。</p> <p>(3) (1)又は(2)に当てはまらない家屋(要耐震改修住宅)で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住の用に供した日までにその耐震改修(住宅耐震改修特別控除の適用を受けるものを除く。)により家屋が耐震基準に適合することにつき証明がされたものであること(平成26年4月1日以後に家屋を取得する場合に限る。)</p> <p>※ 住宅借入金等特別控除の特例を選択する場合で、かつ、その他に住宅の取得等をした家屋又は部分を平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間において居住の用に供し、その住宅の取得等に係る住宅借入金等についても控除を適用する場合には、同一年中に居住の用に供した住宅の取得等をした家屋又は部分に係る全ての住宅借入金等についてこの特例によらなければならない。</p> <p>※ 高齢者等居住改修工事等を含む増改築等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除が受けられる者は、(i)年齢が50歳以上である者、(ii)介護保険法に規定する要介護認定を受けている者、(iii)介護保険法に規定する要支援認定を受けている者、(iv)所得税法に規定する障害者に該当する者、(v)高齢者等((ii)から(iv)のいずれかに該当する者又は年齢が65歳以上である者をいう。)である親族と同居を常況とする者のいずれかに該当する者である。</p> <p>※ 二以上の住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした家屋を同一年中に居住の用に供し、特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合は、増改築等住宅借入金等(増改築等とともに購入したその増改築等の敷地に係る住宅借入金等を含む。)の金額の全てについてその選択を適用しなければならない。</p> <p>※ 増改築等について、住宅特定改修特別税額控除を適用する場合には、その増改築等について住宅借入金等特別控除を適用することはできない。</p> <p>また、認定住宅等の新築等について認定住宅等新築等特別税額控除を適用する場合には、その認定住宅等の新築等について住宅借入金等特別控除を適用することはできない。</p> <p>※ 住宅借入金等特別控除の適用に当たって、選択により住宅借入金等特別控除の特例、特定増改築等住宅借入金等特別控除又は住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用して確定申告書を提出した場合に、その後において、更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出する場合はその確定申告書を提出した年分以外の控除期間についてこの控除を適用する場合においても、その選択を変更することはできず、選択しなかった場合も同様である。</p> <p>※ 平成28年3月31日以前の新築や購入又は増改築等について、非居住者はこの控除を適用することができない。</p>
--	--

(特 定 増 改 築 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 額 (つ づ き)	<p>《住宅借入金等特別控除の対象となる借入金等》</p> <p>住宅借入金等特別控除の対象となる借入金等とは、次の(1)から(3)に掲げる場合の区分に応じそれぞれ掲げる借入金等(利息に対応するものを除く。)で、償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金等をいう。</p> <p>※ 控除の対象となる借入金等には、金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構又は一定の貸金業を行う法人(以下「当初借入先」という。)から借り入れた借入金又は当初借入先に対して負担する承継債務について債権の譲渡(償還期間を同じくする債権の譲渡に限る。)を受けた特定債権者に対して有するその債権に係る借入金又は債務を含む。</p> <p>(1) 家屋の新築や購入をした場合(2)に該当する場合を除く。 その家屋の新築や購入に要する資金に充てるために借り入れた借入金又はその家屋の新築又は購入の対価に係る債務</p> <p>(2) 家屋の新築や購入とともにその家屋の敷地の購入をした場合</p> <p>① 家屋とその家屋の敷地を一括して購入したとき その家屋の購入及びその家屋の敷地の購入に要する資金に充てるために借り入れた借入金又はその家屋の購入及びその家屋の敷地の購入の対価に係る債務</p> <p>② 家屋の新築の日前2年以内にその家屋の敷地を購入したとき その家屋の敷地の購入に要する資金に充てるために借り入れた借入金等で、以下のいずれかの要件を満たすもの(③～⑤に該当するものを除く。)</p> <p>i その借入金の貸付けをした者又はその敷地の譲渡の対価に係る債権を有する者のそれらの債権を担保するために新築家屋を目的とする抵当権の設定がされたこと。</p> <p>ii その借入金又はその敷地の購入に係る債務保証をする者又はそれらの債務の不履行により生じた損害を填補することを約する保険契約を締結した保険者のその保証又は填補に係る求償権を担保するためにその新築家屋を目的とする抵当権の設定がされたこと。</p> <p>iii その借入れをした者又はその敷地の購入者が、その敷地の上にその者の居住の用に供する家屋を一定期間内に建築することをその貸付け又は譲渡の条件としており、かつ、その家屋の建築及び敷地の購入がその貸付け又は譲渡の条件に従ってされたことにつきその借入金の貸付けをした者又はその敷地の譲渡の対価に係る債権を有する者の確認を受けているものであること。</p> <p>③ 宅地建物取引業者から家屋の新築の日前に3か月以内の建築条件付きでその家屋の敷地を購入したとき(その契約に従って家屋の新築工事の請負契約が成立している場合に限る。) その家屋の敷地の購入に要する資金に充てるために借り入れた借入金(⑤に該当するものを除く。)</p> <p>④ 家屋の新築の日前に一定期間内の建築条件付きでその家屋の敷地を購入したとき 地方公共団体等から家屋の新築の日前に購入したその家屋の敷地の購入に要する資金に充てるために借り入れた借入金又はその敷地の購入の対価に係る地方公共団体等に対する債務(⑤に該当するものを除く。)</p> <p>⑤ 家屋の新築の日前にその新築工事の着工の日後に受領した借入金によりその家屋の敷地を購入したとき その家屋の新築に要する資金及びその家屋の敷地の購入に要する資金に充てるために借り入れた借入金で、その家屋の新築工事の着工の日後に受領したもの</p> <p>(注) ②、③又は④については、家屋の新築に係る上記(1)に掲げる借入金等を有している必要があることに留意する。 なお、①及び⑤については、家屋の新築や購入とその家屋の敷地の購入の両方に係る借入金等が対象となる。</p> <p>(3) 増改築等をした場合 その増改築等に要する資金に充てるために借り入れた借入金又はその増改築等を請け負わせた建築業者等に対するその工事の請負代金に係る債務</p>
--	---

税 額 控 除 額 (つづき)	<p>《住宅借入金等特別控除の対象とならない借入金等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋の新築の日前に購入したその家屋の敷地の購入に係る借入金又は債務の年末残高のみがあり、その家屋の新築に係る借入金又は債務の年末残高がない場合 ○ 給与所得者が使用者又は勤労者財産形成促進法第9条第1項に規定する事業者団体から、使用人である地位に基づいて貸付けを受けた借入金又は債務につき支払うべき利息がない場合又はその利息の利率が0.2%未満^(※)である場合 ○ 給与所得者が使用者又は勤労者財産形成促進法第9条第1項に規定する事業者団体から、使用人である地位に基づいて借入金又は債務に係る利息に充てるために支払を受けた金額がその利息の額と同額である場合又はその利息の額から支払を受けた金額を控除した残額を利息であると仮定して計算した利率が年0.2%未満^(※)となる場合 ○ 給与所得者が使用者又は勤労者財産形成促進法第9条第1項に規定する事業者団体から、使用人である地位に基づいて家屋又は敷地を時価の2分の1未満の価額で譲り受けた場合 ※ 新築や購入した家屋、増改築等をした部分を平成28年12月31日以前に居住の用に供した場合には、年1%未満となる。 <p>《(特定増改築等)住宅借入金等特別控除が受けられない年分》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年1月1日以降に居住の用に供した場合は、自己の所得金額の合計額(繰越損失控除前)が2,000万円を超える年分(住宅の取得等が特別特例取得に該当する場合は、3,000万円を超える年分、特例特別特例取得に該当する場合は、1,000万円を超える年分) ○ 令和3年12月31日以前に居住の用に供した場合は、自己の所得金額の合計額(繰越損失控除前)が3,000万円を超える年分(住宅の取得等が特例特別特例取得に該当する場合は、1,000万円を超える年分) ○ 新築や購入した家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供しなくなった年分以後の年分(転任等により再び居住の用に供した場合の再適用等を除く。) ○ (i)居住の用に供した年分の所得税について次の特例を適用する場合、(ii)居住の用に供した前年分又は前々年分の所得税について次の特例を適用している場合、(iii)居住の用に供した年から3年以内にその家屋(その家屋の敷地等を含む。)以外の一定の資産を譲渡した場合において、その資産の譲渡につき次の特例を適用するときには、その居住の用に供した住宅に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用年の各年分 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (2) 居住用財産の譲渡所得の特別控除(被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除を除く。) (3) 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例 (4) 特定の居住用財産の交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 (5) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 (6) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例 ○ 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した家屋について、計画の認定の取消しを受けた場合におけるその取消しを受けた日の属する年以後の各年分
--	---

税 額 控 除 額 （ つ づ き）	政党等寄附金 特別控除額	<p>次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> <p>① $\left[\left(\text{政党等寄附金の額（注1）} \right) - \left(2,000\text{円} - \left[\begin{array}{c} \text{政党等寄附金} \\ \text{以外の寄附金の額（注2）} \end{array} \right] \right) \right] \times 30\%$ （赤字のときは0）</p> <p>② 所得税の額の25%相当額</p> <p>（注1） 所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。 ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」という。）がある場合で、政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされる。 また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされる。</p> <p>（注2） 政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額とされる。</p> <p>※ 「政党等寄附金」とは、政党又は政治資金団体に対する寄附金をいう。 ※ この控除は、令和4年中に支出した政党等寄附金の全額について適用する。 ※ この控除は、政党等に対する寄附金の支出額について寄附金控除を受ける場合は重ねて受けることはできない。</p>
	認定NPO法人等寄附金 特別控除額	<p>次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> <p>① $\left[\left(\left[\begin{array}{c} \text{認定NPO法人等} \\ \text{寄附金の額（注1）} \end{array} \right] - \left(2,000\text{円} - \left[\begin{array}{c} \text{認定NPO法人等寄附金} \\ \text{以外の寄附金の額（注2）} \end{array} \right] \right) \right] \times 40\%$ （赤字のときは0）</p> <p>② 所得税の額の25%相当額（注3）</p> <p>（注1） 所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。 ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」という。）がある場合で、支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされる。 また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされる。</p> <p>（注2） 認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額とされる。</p> <p>（注3） 公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、その額を控除した残額とされる。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算する。</p> <p>※ この控除は、令和4年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額について適用する。 ※ この控除は、認定NPO法人等寄附金について寄附金控除を受ける場合は重ねて受けることはできない。</p>

税 額 控 除 額 (つ づ き)	公益社団法人等寄附金 特別控除額	<p>次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> <p>① $\left[\left(\begin{array}{c} \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金の額 (注)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 2,000\text{円} - \left[\begin{array}{c} \text{公益社団法人等寄附金} \\ \text{以外の寄附金の額} \end{array} \right] \end{array} \right) \right] \times 40\%$ (赤字のときは0)</p> <p>② 所得税の額の25%相当額</p> <p>(注) 所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。 ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金(以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」という。)がある場合で、公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされる。</p> <p>※ この控除は、令和4年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額について適用する。</p> <p>※ この控除は、公益社団法人等寄附金の額について寄附金控除を受ける場合は重ねて受けることはできない。</p>								
	住宅耐震改修 特別控除額	<p>住宅耐震改修特別控除（措法41条の19の2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">改修した年月日</th> <th style="width: 50%;">【算式】</th> <th style="width: 30%;">控除の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">H28年1月1日 ～ R3年12月31日</td> <td style="text-align: center;"> $\left[\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \\ \text{(最高250万円) (注1)} \\ \text{(最高200万円) (注2)} \end{array} \right] \times 10\%$ </td> <td style="text-align: center;">25万円 (注1) 20万円 (注2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R4年1月1日 ～ R4年12月31日</td> <td style="text-align: center;"> $\left[\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 10\%$ </td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合の耐震改修工事限度額である。</p> <p>(注2) (注1)の場合以外の場合の耐震改修工事限度額である。</p> <p>(注3) 控除額は、100円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>※ 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、上記算式により計算した控除額とは別に、次に掲げる金額の合計額（耐震改修工事に係る標準的な費用の額の合計額と1,000万円から当該金額（当該金額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度とする。）の5%に相当する金額を控除することができる（耐震改修をした家屋が自己の所有する家屋であり、自己の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が3,000万円以下である場合に限る。）。</p> <p>① 耐震改修工事に係る標準的な費用の額のうち控除対象限度額を超える部分の額</p> <p>② 耐震改修工事と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額の合計額</p> <p>※ 住宅耐震改修の費用及びそれと併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用に関し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となる。</p> <p>※ この控除と住宅借入金等特別控除（要耐震改修住宅に係るものを除く。）のいずれの適用要件も満たしている場合には、この特別控除と住宅借入金等特別控除の両方について適用することができる。</p> <p>※ 平成28年3月31日以前の改修工事について、非居住者はこの控除を適用することができない。</p>	改修した年月日	【算式】	控除の限度額	H28年1月1日 ～ R3年12月31日	$\left[\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \\ \text{(最高250万円) (注1)} \\ \text{(最高200万円) (注2)} \end{array} \right] \times 10\%$	25万円 (注1) 20万円 (注2)	R4年1月1日 ～ R4年12月31日	$\left[\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 10\%$
改修した年月日	【算式】	控除の限度額								
H28年1月1日 ～ R3年12月31日	$\left[\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \\ \text{(最高250万円) (注1)} \\ \text{(最高200万円) (注2)} \end{array} \right] \times 10\%$	25万円 (注1) 20万円 (注2)								
R4年1月1日 ～ R4年12月31日	$\left[\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 10\%$	25万円								

住宅特定改修特別税額控除（措法41条の19の3）					
居住開始日	【算式】		控除の限度額		
H28年 1月1日 ～ H28年 3月31日	省エネ 改修工事	一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 (最高250万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合 は350万円))(注1) (最高200万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合 は300万円))(注2)	×10%	25万円(太陽光発電設備設置工 事を含む場合は35万円)(注1) 20万円(太陽光発電設備設置工 事を含む場合は30万円)(注2)	同一年中に両方に該当 する工事を行った場合 45万円(太陽光発電電 設備設置工事を含む場合 は55万円)(注1)
	バリアフリー 改修工事	高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額 (最高200万円)(注1) (最高150万円)(注2)	×10%	20万円(注1) 15万円(注2)	35万円(太陽光発電電 設備設置工事を含む場合 は45万円)(注2)
H28年 4月1日 ～ R3年 12月31日	省エネ 改修工事	一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 (最高250万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合 は350万円))(注1) (最高200万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合 は300万円))(注2)	×10%	25万円(太陽光発電設備設置工 事を含む場合は35万円)(注1) 20万円(太陽光発電設備設置工 事を含む場合は30万円)(注2)	同一年中に全てに該当 する工事を行った場合 70万円(太陽光発電電 設備設置工事を含む場合 は80万円)(注1)
	バリアフリー 改修工事	高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額 (最高200万円)(注1) (最高150万円)(注2)	×10%	20万円(注1) 15万円(注2)	60万円(太陽光発電電 設備設置工事を含む場合 は70万円)(注2)
	多世帯同居 改修工事	多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額 (最高250万円)	×10%	25万円	
H29年 4月1日 ～ R3年 12月31日	耐久性向上 改修工事	住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な 費用の額 + 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額 (最高250万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電電 設備設置工事を含む場合は350万円))	×10%	25万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置 工事を含む場合は35万円)	
		住宅耐震改修の標準的な費用の額 + 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 + 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額 (最高500万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電電 設備設置工事を含む場合は600万円))	×10%	50万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置 工事を含む場合は60万円)	
R4年 1月1日 ～ R4年 12月31日	省エネ 改修工事	一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 (最高250万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合 は350万円))	×10%	25万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合は35万円)	
	バリアフリー 改修工事	高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額 (最高200万円)	×10%	20万円	
	多世帯同居 改修工事	多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額 (最高250万円)	×10%	25万円	
	耐久性向上 改修工事	住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な 費用の額 + 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額 (最高250万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電電 設備設置工事を含む場合は350万円))	×10%	25万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置 工事を含む場合は35万円)	
住宅耐震改修の標準的な費用の額 + 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 + 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額 (最高500万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電電 設備設置工事を含む場合は600万円))		×10%	50万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置 工事を含む場合は60万円)		

(注1) 一般断熱改修工事等に要した費用の額又は高齢者等居住改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合の断熱改修工事限度額又は改修工事限度額である。

(注2) (注1)の場合以外の場合の断熱改修工事限度額又は改修工事限度額である。

(注3) 「省エネ改修工事」とは一般断熱改修工事等を、「バリアフリー改修工事」とは高齢者等居住改修工事等をいう。

(注4) 控除額は、100円未満の端数を切り捨てる。

※ 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、上記算式により計算した控除額とは別に、次に掲げる金額の合計額(対象となる改修工事に係る標準的な費用の額の合計額と1,000万円から当該金額(当該金額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額)を控除した金額のいずれか低い金額を限度とする。)の5%に相当する金額を控除することができる。

① 対象となる改修工事に係る標準的な費用の額のうち控除対象限度額を超える部分の額

② 対象となる改修工事と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額の合計額

※ 対象となる改修工事の費用に関し、補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。)の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となる。

※ 平成28年3月31日以前の改修工事については、非居住者はこの控除を適用することができない。

※ 高齢者等居住改修工事等に係る住宅改修特別税額控除が受けられる者は、(i)年齢が50歳以上である者、(ii)介護保険法に規定する要介護認定を受けている者、(iii)介護保険法に規定する要支援認定を受けている者、(iv)所得税法に規定する障害者に該当する者、(v)高齢者等((ii)から(iv)のいずれかに該当する者又は年齢が65歳以上である者をいう。)である親族と同居を常況とする者のいずれかに該当する者である。

税 額 控 除 額 (つ づ き)	住宅 特定 改修 特別 税額 控除 額 (つ づ き)	<p>《住宅特定改修特別税額控除が受けられない年分》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が3,000万円を超える年分 ○ 高齢者等居住改修工事等について住宅特定改修特別税額控除を適用しようとする場合において、高齢者等居住改修工事等について住宅特定改修特別税額控除を前年以前3年内の各年分に適用している年分（ただし、①前年以前3年内の各年分にこの控除を受けた家屋と異なる家屋について高齢者等居住改修工事等をした場合又は②高齢者等居住改修工事等についてこの控除を適用しようとする特定個人（介護保険法施行規則第76条第2項の規定の適用を受けた者に限る。）が、その前年以前3年内の各年分に、高齢者等居住改修工事等についてこの控除の適用を受けている場合を除く。） ○ 一般断熱改修工事等について住宅特定改修特別税額控除を適用しようとする場合において、一般断熱改修工事等について住宅特定改修特別税額控除を前年以前3年内の各年分に適用している年分（ただし、前年以前3年内の各年分にこの控除を受けた家屋と異なる家屋について一般断熱改修工事等をした場合を除く。） ○ 多世帯同居改修工事等について住宅特定改修特別税額控除を適用しようとする場合において、多世帯同居改修工事等について住宅特定改修特別税額控除を前年以前3年内の各年分に適用している年分（ただし、前年以前3年内の各年分にこの控除を受けた家屋と異なる家屋について多世帯同居改修工事等をした場合を除く。） ○ 耐久性向上改修工事等と一般断熱改修工事等について住宅特定改修特別税額控除を適用しようとする場合において、耐久性向上改修工事等と一般断熱改修工事等について住宅特定改修特別税額控除を前年以前3年以内の各年分に適用している年分（ただし、前年以前3年内の各年分にこの控除を受けた家屋と異なる家屋について一般断熱改修工事等をした場合を除く。）
--	--	---

税
額
控
除
額
づ
き

認定住宅等新築等特別税額控除（措法41条の19の4）

居住開始日	【算式】	控除の限度額
H28年1月1日 ～ R3年12月31日	$\left[\begin{array}{l} \text{認定住宅の認定基準に適合するために必} \\ \text{要となる標準的なかかり増し費用の額} \\ \text{(最高650万円) (注1)} \\ \text{(最高500万円) (注2)} \end{array} \right] \times 10\%$	65万円（注1） 50万円（注2）
R4年1月1日 ～ R4年12月31日	$\left[\begin{array}{l} \text{認定住宅等の認定基準に適合するために} \\ \text{必要となる標準的なかかり増し費用の額} \\ \text{(最高650万円)} \end{array} \right] \times 10\%$	65万円

（注1） 認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等のうちに、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額が含まれている場合の認定住宅限度額である。

（注2） （注1）の場合以外の場合における認定住宅限度額である。

（注3） 控除の適用を受けた年に控除しきれない金額がある場合は翌年に繰越可能である。

※ この控除は、以下の場合については受けることはできない。

- (i) 居住年の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が3,000万円を超える場合（この場合は、居住年の翌年分の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が3,000万円以下であっても、居住年の翌年分にこの控除を受けることはできない。）
- (ii) 居住年の翌年分に控除未済税額控除額を控除する場合で、居住年の翌年分の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が3,000万円を超えるとき
- (iii) 居住年の年分やその居住年の前年分若しくは前々年分の所得税について居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例又は居住用財産の譲渡所得の特別控除を適用している場合
- (iv) 居住年から3年以内に認定住宅等の新築等をした家屋（これらの家屋の敷地を含む。）以外の一定の資産を譲渡した場合において、その資産の譲渡について(iii)に掲げるいずれかの特例を適用する場合

※ 認定住宅等の認定基準に適合するために必要となる標準的なかかり増し費用の額とは、認定住宅等について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額であって、次の認定住宅等の構造ごとに床面積1平方メートル当たりで定められた金額（次表参照）に、その認定住宅等の床面積を乗じて計算した金額をいう。

なお、住宅の構造が2以上ある場合で、それぞれの住宅の構造について床面積1平方メートル当たりの標準的なかかり増し費用の額が異なるときは、その住宅の構造ごとに床面積1平方メートル当たりの標準的なかかり増し費用の額を乗じて計算した金額の合計額となる。

居住開始日	認定住宅等の構造	床面積1平方メートル当たりの標準的なかかり増し費用の額
H28年1月1日 ～ R1年12月31日	区分なし	43,800円
R2年1月1日 ～ R5年12月31日		45,300円

※ 認定住宅等の新築等をして、住宅借入金等特別控除を適用する場合には、認定住宅等新築等特別税額控除を適用することができない。

※ 平成28年3月31日以前の認定住宅等の新築等について、非居住者はこの控除を適用することができない。

〔退職所得の金額の計算〕

退職所得の金額は、次の(1)から(5)の場合に応じてそれぞれ記載のとおり の算式により計算した金額となる。

なお、退職所得控除額、短期退職所得控除額又は特定役員退職所得控除額の計算に当たり、それぞれ次の表の「計算方法が異なる場合」に該当する場合には、計算方法が下記記載の内容と異なる。これらの場合に該当する場合には、国税庁ホームページに掲載されている「短期退職手当等 Q & A」を参照した上で、これらの控除額を計算する必要がある。

計算する控除額	計算方法が異なる場合
退職所得控除額	i 本年分の退職手当等が、前年以前にその支払者又は他の支払者から支払われた退職手当等の勤続期間を通算して計算している場合の、本年分の退職手当等の勤続期間と前年以前に支払われた退職手当等の勤続期間との重複期間がある場合 ii 前年以前4年内（確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前14年内（令和4年4月1日以後支払を受けるべき一時金については前年以前19年内））に他の支払者から支払われた退職手当等（上記iの通算して勤続期間を計算している場合の前年以前に支払われた退職手当等を除く。以下、「前の退職手当等」という。）がある場合の、本年分の退職手当等の勤続期間と前の退職手当等の勤続期間との重複期間がある場合
短期退職所得控除額	i 前に支払を受けた退職手当等に係る期間を通算して勤続年数を計算することとされている場合において、当該前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等に該当する場合 ii 短期勤続期間の全部又は一部が前年以前4年内（確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前14年内（令和4年4月1日以後支払を受けるべき一時金については前年以前19年内））に支払を受けた他の退職手当等（上記iの通算して勤続年数を計算することとされている「前に支払を受けた退職手当等」を除く。）についての勤続期間等と重複している場合
特定役員退職所得控除額	i 前に支払を受けた退職手当等に係る期間を通算して勤続年数を計算することとされている場合において、当該前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合 ii 特定役員等勤続期間の全部又は一部が前年以前4年内（確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前14年内（令和4年4月1日以後支払を受けるべき一時金については前年以前19年内））に支払を受けた他の退職手当等（上記iの通算して勤続年数を計算することとされている「前に支払を受けた退職手当等」を除く。）についての勤続期間等と重複している場合

(1) その年中に特定役員退職手当等、短期退職手当等又は一般退職手当等のいずれかが支給される場合の退職所得金額の計算方法

① 退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合には、80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

障害者となったことに直接起因して退職した場合は、これらの金額に100万円を加算する。

② 退職所得金額の計算

i 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

特定役員退職手当等の収入金額	－	退職所得控除額
----------------	---	---------

ii 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

		退職所得金額					
イ	短期退職手当等の収入金額	－	退職所得控除額	が300万円以下の場合	(短期退職手当等の収入金額	－	退職所得控除額) × 1/2
ロ	短期退職手当等の収入金額	－	退職所得控除額	が300万円を超える場合	150万円 + {短期退職手当等の収入金額	－	(300万円 + 退職所得控除額)}

iii 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

(一般退職手当等の収入金額	－	退職所得控除額) × 1/2
---------------	---	----------------

※ 「特定役員退職手当等」とは、退職手当等のうち、役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者からその役員等勤続年数に対応するものとして支払を受けるものをいう。

※ 「短期退職手当等」とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいう。）に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいう。

※ 「一般退職手当等」とは、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等をいう。

(2) その年中に短期退職手当等及び一般退職手当等の両方が支給される場合の退職所得金額の計算方法

① 短期退職所得控除額及び一般退職所得控除額の計算

i 短期退職所得控除額の計算

40万円 × (短期勤続年数	－	重複勤続年数) + 20万円 × 重複勤続年数
----------------	---	-------------------------

ii 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額 (注)	－	短期退職所得控除額
-------------	---	-----------

(注) 退職所得控除額は、上記(1)①と同じ計算により求める。

② 退職所得金額の計算

次のi及びiiの合計がその年の退職所得金額となる。

※ i又はiiの金額がマイナスとなる場合は、その金額は0とする。

i 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

	退職所得金額
イ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (A) が 300 万円以下の場合	(短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (A)) × 1/2
ロ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (A) が 300 万円を超える場合	150 万円 + {短期退職手当等の収入金額 - (300 万円 + 短期退職所得控除額) (B)}

ii 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{（一般退職手当等の収入金額 - 一般退職所得控除額 (C)）} \times 1/2$$

※ (A) がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を (C) から差し引く。

※ (C) がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を (A) 及び (B) から差し引く。

(3) その年中に特定役員退職手当等及び一般退職手当等の両方が支給される場合の退職所得金額の計算方法

① 特定役員退職所得控除額及び一般退職所得控除額の計算

i 特定役員退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20 \text{ 万円} \times \text{重複勤続年数}$$

ii 一般退職所得控除額の計算

$$\text{退職所得控除額 (注) - 特定役員退職所得控除額}$$

(注) 退職所得控除額は、上記(1)①と同じ計算により求める。

② 退職所得金額の計算

次の i 及び ii の合計がその年の退職所得金額となる。

※ i 又は ii の金額がマイナスとなる場合は、その金額は 0 とする。

i 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除額 (A)}$$

ii 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{（一般退職手当等の収入金額 - 一般退職所得控除額 (B)）} \times 1/2$$

※ (A) がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を (B) から差し引く。

※ (B) がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を (A) から差し引く。

(4) その年中に特定役員退職手当等及び短期退職手当等の両方が支給される場合の退職所得金額の計算方法

① 特定役員退職所得控除額及び短期退職所得控除額の計算

i 特定役員退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20 \text{ 万円} \times \text{重複勤続年数}$$

ii 短期退職所得控除額の計算

$$\text{退職所得控除額 (注) - 特定役員退職所得控除額}$$

(注) 退職所得控除額は、上記(1)①と同じ計算により求める。

② 退職所得金額の計算

次の i 及び ii の合計がその年の退職所得金額となる。

※ i 又は ii の金額がマイナスとなる場合は、その金額は 0 とする。

i 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除額 (A)}$$

ii 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

	退職所得金額
イ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (B) が 300 万円以下の場合	(短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (B)) × 1/2
ロ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (B) が 300 万円を超える場合	150 万円 + {短期退職手当等の収入金額 - (300 万円 + 短期退職所得控除額) (C)}

※ (A) がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を (B) 及び (C) から差し引く。

※ (B) がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を (A) から差し引く。

(5) その年中に特定役員退職手当等、短期退職手当等及び一般退職手当等の全てが支給される場合の退職所得金額の計算方法

① 特定役員退職所得控除額及び短期退職所得控除額の計算

i 特定役員退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times \{ \text{特定役員等勤続年数} - (\text{重複勤続年数 (注) + 全重複勤続年数}) \} + 20 \text{ 万円} \times \text{重複勤続年数 (注) + 14 万円} \times \text{全重複勤続年数}$$

ii 短期退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times \{ \text{短期勤続年数} - (\text{重複勤続年数 (注) + 全重複勤続年数}) \} + 20 \text{ 万円} \times \text{重複勤続年数 (注) + 13 万円} \times \text{全重複勤続年数}$$

(注) ここにいう重複勤続年数は、短期勤続期間と特定役員等勤続期間とが重複している期間 (全重複期間を除く。) 及び短期勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間 (全重複期間を除く。) により計算した年数 (これらの重複している期間を合計した期間に 1 年未満の端数がある場合は、その端数を 1 年に切り上げたもの) をいう。

iii 一般退職所得控除額の計算

$$\text{退職所得控除額 (注) - (特定役員退職所得控除額 + 短期退職所得控除額)}$$

(注) 退職所得控除額は、上記(1)①と同じ計算により求める。

③ 退職所得金額の計算

次の i、ii 及び iii の合計がその年の退職所得金額となる。

※ i、ii 又は iii の金額がマイナスとなる場合は、その金額は 0 とする。

i	特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算	$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額 (A)}$						
ii	短期退職手当等に係る退職所得金額の計算	<table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">退職所得金額</td> </tr> <tr> <td>イ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (B) が 300 万円以下の場合</td> <td>$(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{短期退職所得控除額 (B)}) \times 1/2$</td> </tr> <tr> <td>ロ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (B) が 300 万円を超える場合</td> <td>$150 \text{ 万円} + \{ \text{短期退職手当等の収入金額} - (300 \text{ 万円} + \text{短期退職所得控除額 (C)}) \}$</td> </tr> </table>		退職所得金額	イ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (B) が 300 万円以下の場合	$(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{短期退職所得控除額 (B)}) \times 1/2$	ロ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (B) が 300 万円を超える場合	$150 \text{ 万円} + \{ \text{短期退職手当等の収入金額} - (300 \text{ 万円} + \text{短期退職所得控除額 (C)}) \}$
	退職所得金額							
イ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (B) が 300 万円以下の場合	$(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{短期退職所得控除額 (B)}) \times 1/2$							
ロ 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額 (B) が 300 万円を超える場合	$150 \text{ 万円} + \{ \text{短期退職手当等の収入金額} - (300 \text{ 万円} + \text{短期退職所得控除額 (C)}) \}$							
iii	一般退職手当等に係る退職所得金額の計算	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{一般退職所得控除額 (D)}) \times 1/2$						

※1 (A) がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を2分の1した金額を、(B) 及び (C) 並びに (D) からそれぞれ差し引く (以下※1において、この差し引いた後の金額を、それぞれ (B) ”若しくは (C) ” 又は (D) ” とする。)
 この場合、(B) 又は (C) の金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額を (D) ” から差し引く。また、(D) の金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額を (B) ” 及び (C) ” から差し引く。
 なお、2分の1した金額に1円未満の端数が生じる場合は、(B) 又は (C) から差し引く際の実額はその端数を1円に切り上げ、(D) から差し引く際の実額はその端数を切り捨てる。

※2 (B) がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を2分の1した金額を、(A) 及び (D) からそれぞれ差し引く (以下※2において、この差し引いた後の金額を、それぞれ (A) ” 又は (D) ” とする。)
 この場合、(A) の金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額を (D) ” から差し引く。また、(D) の金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額を (A) ” から差し引く。
 なお、2分の1した金額に1円未満の端数が生じる場合は、(A) から差し引く際の実額はその端数を1円に切り上げ、(D) から差し引く際の実額はその端数を切り捨てる。

※3 (D) がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を2分の1した金額を、(A) 及び (B) 並びに (C) からそれぞれ差し引く (以下※3において、この差し引いた後の金額を、それぞれ (A) ” 又は (B) ” 若しくは (C) ” とする。)
 この場合、(A) の金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額を (B) ” 及び (C) ” から差し引く。また、(B) 又は (C) の金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額を (A) ” から差し引く。
 なお、2分の1した金額に1円未満の端数が生じる場合は、(A) から差し引く際の実額はその端数を1円に切り上げ、(B) 又は (C) から差し引く際の実額はその端数を切り捨てる。

〔事業専従者控除額等〕

事業専従者控除額	<p>次の①と②のいずれか少ない方の金額</p> <p>① 860,000円 〔その事業専従者が配偶者以外である場合は、500,000円〕</p> <p>② $\frac{\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$</p>	<p>事業専従者とは 納税者の事業に専ら従事する 15 歳以上 (平成 20 年 1 月 1 日以前生まれ) の親族をいう。</p>
青色申告特別控除額	<p>1 55万円(65万円)の特別控除 次の㉑と㉒のいずれか少ない方の金額を、不動産所得→事業所得の順に控除する。 ㉑ 550,000円(650,000円) ㉒ 不動産所得+事業所得 (それぞれ黒字の金額に限る。)</p> <p>2 10万円の特別控除 次の㉓と㉔のいずれか少ない方の金額を、不動産所得→事業所得→山林所得の順に控除する。 ㉓ 100,000円 ㉔ 不動産所得+事業所得+山林所得 (それぞれ黒字の金額に限る。)</p> <p>※ 上記1の㉒及び2の㉔の「事業所得」の金額には、措法第26条の適用を受ける社会保険診療報酬の所得の金額は含まれない。</p> <p>※ 55万円の特別控除は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者 (現金主義によることを選択している者を除く。) が、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記 (一般的には複式簿記) の原則に従って記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付し、提出期限までに提出する場合に適用する。</p> <p>※ 65万円の特別控除は、55万円の特別控除の要件に加え、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出している場合又はその年分の所得税の確定申告書及び青色申告決算書の提出を確定申告書の提出期限までにe-Taxを使用して行う場合に適用する。</p> <p>※ 10万円の特別控除は、1の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者 (1の控除を受けないことを選択した青色申告者を含む。) に適用する。</p>	

〔財産債務調書及び国外財産調書の提出要件〕

財産債務調書	以下の①及び②の要件のいずれにも該当する者 ① 確定申告が必要な者又は所得税の還付申告書（その年分の所得税の合計額が配当控除額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限る。）を提出することができる者で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超える。 ② その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例財産（所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。）を有する。
国外財産調書	以下の要件に該当する者 ・ 居住者（非永住者を除く。）で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する。

〔特別控除額〕

総合課税の譲渡所得	50万円 〔譲渡益の合計額が50万円に満たない場合はその合計額〕 ※ 特別控除額は短期の譲渡益→長期の譲渡益の順に控除する。	※ その他次のような特例がある。 ① 収用などの場合の5,000万円控除の特例 ② 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円控除の特例 ③ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円控除の特例 ④ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除の特例 ⑤ 特定の土地等を譲渡した場合の1,000万円控除の特例 ⑥ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円控除の特例 ⑦ 低未利用土地等を譲渡した場合の100万円控除の特例
山林所得	50万円 〔総収入金額から必要経費を控除した残額が50万円に満たない場合はその残額〕	
一時所得	50万円 〔総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した残額が50万円に満たない場合はその残額〕	

〔分離課税の譲渡所得等に対する所得税の計算〕

分離課税の譲渡所得金額に対する税額	分離短期譲渡所得	一般所得分	課税短期譲渡所得金額×30%
		軽減所得分	課税短期譲渡所得金額×15%
	分離長期譲渡所得	一般所得分	課税長期譲渡所得金額×15%
		特定所得分	① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額×10% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 課税長期譲渡所得金額×15%－100万円
	軽減所得分	① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額×10% ② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 課税長期譲渡所得金額×15%－300万円	
分離課税の一般株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額			一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額×15%
分離課税の上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額			上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×15%
分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額に対する税額			上場株式等に係る課税配当所得等の金額×15%
分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額に対する税額			先物取引に係る課税雑所得等の金額×15%